

平成 26 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第 3 回 定 例 会 (第 3 号)

招集年月日	平成 26 年 9 月 8 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時	開 会	平成 26 年 9 月 17 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
及び宣告	散 会	平成 26 年 9 月 17 日 午後 4 時 5 分				
		議 長 佐 竹 一 夫				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 11 名 欠席 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	議 長	佐 竹 一 夫	○	5	岩 根 和 博	○
	副議長	黒 川 民 次 郎	○	6	山 本 幹 雄	○
	1	原 克 美	○			
	2	福 島 教 次 郎	○	8	安 田 勝 司	○
	3	栗 原 進	○	10	簀 根 正 一	○
4	藤 原 修 治	○	12	西 嶋 二 郎	○	

会議録署名 員	1番	原 克 美	2番	福 島 教次郎
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	景 山 良 材	住 民 課 長	渡 邊 泰 文
	副 町 長	樋 ケ 司	健 康 福 祉 課 長	窪 田 英 通
	教 育 長	田 邊 哲 也	産 業 振 興 課 長	烏 田 正 輝
	総 務 課 長	花 田 昇 吾	建 設 課 長	赤 穴 清
	企 画 財 政 課 長	三 上 博 通	大 和 事 務 所 所 長	漆 谷 和 彦
	定 住 推 進 課 長	岡 先 宏 和	教 育 課 長	三 上 利 三
	出 納 室 長	小 田 運 博		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	局 長 野 村 豊			
議 事 日 程	別 紙 の と お り			
会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

平成26年美郷町議会第3回定例会議事日程

(第16号)

平成26年 9月17日(水) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	一 般 質 問

(開 会 午前 9時 30分)

●佐竹議長

おはようございます。開会前でございますが10番議員より発言の申し出がありますので、これを許可します。

●佐竹議長

10番。

●旗根議員

改めまして、おはようございます。質問の前ではございますが、議長のお許しをいただきましたので、広島土砂災害について一言述べさせていただきます。8月19日から20日の未明にかけて、広島安佐南区を中心に3時間で210ミリのゲリラ豪雨により、表層崩壊により大規模な土石災害が発生し、73名の方が犠牲になられ、いまだ1名の方の行方がわかっておりません。犠牲になられた方々には心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々また避難され厳しい生活環境に身を置かれておられる方々に改めてお見舞いを申し上げるところでございます。このような土石災害が発生する危険箇所は全国で52万箇所あると言われております。中でも広島は3200箇所余りあり、全国で一番多くあるようでございます。15年前にも32人の方が犠牲になられた災害があったようでございます。それにもかかわりませず危険箇所が余りにも多いため、土石災害対策が進んでいないのが現状ではないかと思えます。また今回多くの犠牲者が出た要因の1つに、避難勧告が大幅に遅れ3時間後に出されるという初動不備が、甚大な被害につながったと思うところがございます。地球温暖化の影響によるものか、いつどこで起こるかわからない豪雨災害に備え、本町としても、今一度危険箇所の確認や気象情報の把握の仕方、避難指示、勧告の出し方など地域防災計画マニュアルの再確認をして、初動不備にならないようにして、安心安全につとめてもらいたいと思うところがございます。よろしく願いをいたします。

●佐竹議長

全議員出席であります。これより会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により1番・原議員、2番・福島議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。通告順に質問を許します。

通告1、10番・旗根議員。

●佐竹議長

10番。

●旗根議員

それでは質問に入らせていただきます。予め通告をしておりました3点についてお伺いをしたいと思います。1点目でございますが、除細動器についてということで質問をさせ

ていただきます。除細動器とは不整脈の治療に使われる機械で、心臓が痙攣し血液を流すポンプの機能を失った状態、心室細動になった心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器でございます。この除細動器の使用は医師や緊急救命士などに限られていましたが、平成14年11月に発生した高円宮憲仁親王の急逝が心室細動によるものであったことなどを受け、法改正がなされまして、平成16年7月より一般の人でも使用できるようになりました。こうしたことにより全国の公共施設、学校、集会施設、イベント会場などに、緊急除細動器AEDが多くの場所に設置され、緊急時に利用されておるところでございますが、平成16年頃最初に設置されたものは設置から早10年が経過しようとしております。最近の報道によりますと、緊急使用時に電池切れや腐食などにより作動不能のものが多々あると報じられております。こうしたことを踏まえ、本町に設置されている機械の点検をしておく必要があるのではないかとおもうところでございますが如何でしょうか。

2点目でございますが、除雪作業についてということで質問をさせていただきます。今年もこれから冬を迎えるにあたり除雪作業の計画を立てられるところだと思っておりますが、これまでは除雪作業路線を予めそれぞれの建設業者さんをお願いして、通学路線を最優先に早朝より除雪を行っていただいております。ご尽力をいただいていることに対しまして、ありがたくお礼を申し上げますところでございます。今年もまた引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。こうした状況の中、今年になって建設業を休業された業者の方がおられまして、この業者の方におかれましてはこれまで大和地区の主要路線の除雪を行っていただいております。こうした中、今冬季の除雪作業の体制はどのように計画されておられるか考えをお伺いしたいと思います。

次に3点目でございますが、大和荘の耐震についてということでお伺いをいたします。潮温泉大和荘旧館は昭和46年に老人福祉施設として建設された建物で、築早43年が経過をしております。今日まで多くの方々に、温泉入浴や宿泊、宴会などにご利用をいただいておりますところでございますが、老朽化が進んでおります。また耐震についても大変心配される所でございます。今後大震災が想定される中、早急に耐震診断などを行って大地震に備え、耐震対策が必要と考えますが、町長の所見をお伺いします。以上よろしくお願ひいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

篠根議員の質問にお答えをいたします。いわゆるAEDについてであります。まず町内の設置状況につきましては、町設置のものが役場庁舎、学校施設等をあわせまして15箇所を設置してあります。また民間事業所などによります設置は、農協、病院など12箇所を現在のところ把握しております。次にご質問の機械の日常点検についてであります。町が設置したAEDのほとんどが警備会社とリース契約をしております。電極パットな

どの消耗品は警備会社が定期交換する契約内容でありますので、議員が危惧されております緊急時に作動しないという状況は起こらないと認識をいたしております。しかしながら設置当初に各施設管理者に日常点検の方法などを指示しておるようでございますが、その後点検状況について把握しておりません。早速各管理者に日常点検について再度通達をいたします。以上。

●佐竹議長

10番。

●旗根議員

15個町の方で、民間の方で12個を設置されていると伺ったところでございますが、この業者さんが管理をされておるということで安心ではないかと思えますけど、聞くところによりますと、このAEDというものは当初に設置されているものはかなり不備というか、悪い物が、粗悪なものになっておるように報道等で、まあ先程申しましたようにされておるわけございまして、この商品はかなり高額な商品なもので、改めて事業をされたりするところによると、設置するのに高額だからネット等では今20万円ぐらいで、かなり中古品が出回っておるようございまして、それを設置しておったところ、緊急事態が発生して使用したら使えなかったということで、改めて新しいものと交換したというようなこともテレビ等で報じられておりました。最近ではどうもこのメーカーの耐用年数も8年間というような長期保障がされるような商品も出回っているようございまして、設置されているものの製造年月日でございますよね。点検等はそうなんですけど、やはりその構造上の当初に製造されたものは、構造上の欠陥があるというようなことを言われております。その辺製造年月日の確認等も行いながら、先程委託を業者さんにされておるようございまして、まあその辺は管理はされるんだと思えますけど、この民間にされておる分に対しましては、先程町長の言われるように、早急にまた町の方からお願いをして、どういうふうな点検方法をされておるのか、また古いものにあたっては買い換えをしていただくとか、いろいろ検討していただきたいと思えますので、今一度その周知のほどをよろしくお願ひしたいと思うところございまして、いずれにしましても一刻を争う緊急時に備えて、町民の安心・安全を守るために点検等をお願いをしたいと思うところございまして、以上で質問は終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

議員ご質問の除雪作業についてであります。近年の気象の状況の変化により、局所的な降雪が発生する今日、除雪の重要性は地域の暮らしにとって欠くことのできない作業であります。議員のご指摘のように、土木事業を撤退される業者や、除雪作業に使用する建設機械を手放される業者がおられるようであります。現在の除雪体制は、町を旧町村単位で区分けして、さらに地域内の土木建設業者を路線ごとに配置して、素早い除雪体制ができ

るように除雪計画会議を開催して、関係者との綿密な連絡体制など確立しております。しかし、降雪はいついかなる場所にかかるかわかりません。積雪を確認したらすぐに対応できるように、事前の準備が必要不可欠となっております。今期の除雪作業に対しても、今期開催する除雪計画等により、撤退された業者の持ち分を他の業者さんで分担するなどして万全を期すよう考えております。以上。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

まあこれまでも迅速な除雪作業を行っておられるところをごさいます、町民の皆さんからも、かなり良い除雪体制をとっていただいておりますと喜んでおられるところをごさいますけど、先程申しましたように、廃業され今後廃業されたり手放されたりして、ますます迅速な除雪をしようと思っても、やはり業者さんが減るということは、その分だけは遅くなるというようなことに繋がるのではないかと思うところをごさいます。また年1回の建設業協会の総会等にも出させていただいております中で、業者さんの聞くところによりますと、昔というか以前は除雪に使用される機械、タイヤショベル等は建設現場で使用されておりましたけど、現在はそういう建設作業に使うことが余りないと。ただ災害時に土砂の撤去作業を委託されたり、また除雪のためだけに所有をされておるようでごさいます、この除雪作業機は公道を走行するために毎年車検等々受けなければ維持ができないという中で、大変業者さんから何とか町の方でもう少し考えてもらえないかというお話を以前から聞いておるところをごさいます。この除雪機の維持管理に対しまして、町として何らかの支援をしてあげる予定はございませんでしょうか、お伺いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

お話しのようにですね、今このタイヤショベル、非常に年間の稼働日数が少ないということでもございますし、お話しのように現場でですね、使うのがまあ殆ど無いと言ってもいいぐらいの状況だそうでごさいます。今お話しのようにこの除雪機を維持していただくためには、やはりこうした車検等も必要ということでもありますので、これからですね、だんだんこうして業者の皆さんが機械を手放されるというようなことになると、非常にこの日常生活に支障がございます。こうした観点からですね、今ご発言のことにつきまして、また検討して参りたいと思っております。以上です。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

今後業者さんとの話し合いを持たれながら、何らかの支援をお願いしたいと思うところでごさいます、以前合併してまあ3年ぐらいになるかと思っておりますけど、大和地区の業者

さんが、機械がもうブルドーザーで、キャタピラーが付いたブルドーザーで除雪路線を持っておられることに対しまして、なんだかの手当てをしていかなければいけないということで、3年ぐらい前ですかね、4年になりますかね、町の除雪機を大和地区に1台購入しておられます。この他では大和地区においても、県の機械を借りて、借り上げてやっておられる路線もあります。いずれにしましても各町におかれましても、町の所有する機械を一度に購入ということは難しいと思いますので、少しずつでも町所有の除雪機を購入して、それを貸与しながらオペレーターの方だけをお願いするという体制に今後とっていかないと、いずれにしても最終的には業者の委託だけではすまないことになるのではないかと思うところがございますが、その点につきまして如何でしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

この除雪機につきましてですね、担当課長の方から説明をさせます。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

除雪機械につきましては、先程町長からも答弁ありましたように、通常の維持管理につきましては車検等ございますので、まずはこれは既に島根県は実際行っております。まあ全額ではありませんけど、勿論一部分を維持管理の費用ということで負担をしてるというようなことで、今まで美郷町はそういったことをしておりません。従いまして、こういった機械を手放される状況がだんだん現実になってきておる状況を踏まえて、やはり年間の維持経費に対して何らかの補てんというのは必要ではないかなというふうに思っています。そういった形で町長の方からも検討をすると。まあお金のこともありますので。検討させていただいて、いろいろ勉強をさせていただこうというに思います。さすがにこの、さし向き今年の冬なんですけど、先程おっしゃいましたように、町の機械それから県の機械、そういったものをフルに利用できれば利用をしてくださる。共有できるものは共有しながら、路線の除雪確保に向けて、これは除雪計画で毎年やっておるわけなんですけど、やはり物理的に機械がこうやって減っておる状況の中で、まあ今年すぐに機械を買うというわけにはいきませんので、大和地域の方では一つリースをですね、今年1年リースで乗り切ろうかなということで、既にそういうリース会社の方に機械を探しております。そういった形で、さしむきこのリースを借りながら、それから幸いにあの今休業されておる業者さんもショベルを実際まだ保有しておられます。実動できるのが1台、それからもう1つは車検切れです。かなりちょっと古いということですので、かなり修理も必要かとは思いますが、さしむき動くのが1台ありますので、そういった機械を既に建設機械を手離れされた業者さん、そういった所にオペさんがおられますので、機械をそういったところに借りていただきながら、今年ですね、そういった形で万全の体制に計画をしていきたいというふう

に思っております。よろしく申し上げます。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

まあ今言われたように休業をされている業者さんに対しまして、私の方からも除雪だけはなんとか継続をしていただけないでしょうかと、まあお願いをしてなんとかご返事をいただいておりますところですが、先程課長が言われるように、今後そういう対処をしながら、万全な除雪ができるよう頑張ってもらいたいと思うのと、また先程申しましたその一度に購入ということも大変だと思いますので、今後まあ来年計画的にこういうのはしていかないと先々は無理がくる、駄目になってくると思いますので、機械購入等々のことも来年度の予算の中においてでも、できれば早急に対応をしていただきたいと思いますところでございます。以上でございます。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

大和荘の耐震についてお答えをいたします。大和荘につきましては昭和46年に老人福祉センターとして建設され、その後平成6年に別棟で宿泊施設を増設しております。議員ご指摘のとおり、旧館については築43年が経過する中、老朽化が進みつつあり、その都度簡易的に修繕を行いながら現在に至っております。6月に開催しました株式会社グリーンロード375の役員会並びに株主総会において、大震災が予想される中、大和荘旧館は昭和56年に大幅に見直された建築基準法の耐震基準に適合しないと思われる施設であり、管理者として何らかの対策を検討していただきたい旨の意見が出されました。こうした意見を受け、今後の方針として耐震診断、耐震補強工事あるいは環境調和にマッチした新館を建設するかの判断資料とするため、この度9月補正にて事前調査として委託料を計上したところでございます。これらの報告を参考にしながら今後の方針を決めたいと考えております。以上。

●佐竹議長

10番。

●箕根議員

先程申したとおり、かなり古くなっている建物でございますので、耐震についてもう建て替え等々をしないと多分無理ではないかと思っておりますところですが、9月補正におきまして、委託料として150万を計上され、こうして取り組んでいただくことに対しまして大変うれしく思うところでございます。安全のためには不特定多数の方々が集まれる施設でございますので、今後とも調査を行っていただいた上で、早急な手をよろしくお願ひしたいと思うところでございます。以上で終わります。

●佐竹議長

旗根議員の質問が終わりました。

通告2、2番・福島議員。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

2番・福島でございます。通告に基づきまして、農業後継者担い手育成策の強化について町長にお尋ねしたいと思っております。今でこそ公式発表されたことではありますが、8月20日農業関係者、とりわけ米生産農家には激震が走りました。26年産米のJA仮引き渡し概算金であります、価格が非公式ながら漏れ聞き渡ったからであります。26年産米価格は、昨年に比べ私たちが多少は下がると覚悟はしていたものの、余りも下がり過ぎ、中にはTPP政策によるものかと勘違いなさった方もいらっしやったようでございます。25年産米に比べ、1等米1袋あたり1600円も下がったのであります。どのような根拠によって決定されたのか知る由もございませんが、25年産米の過剰米は35万トンあるとも、また7月発表の民間在庫量は224万トンとも言われております。更に今年の見込み作況指数は102ポイントと見込まれ、更に1ポイントあたり8万トンが過剰米として発生することが予測され、その影響を受け、早場米産地において1俵あたり60キロであります、8800円で落札されたという影響があるのではないかと専門家の方にお聞きいたしました。これではとても米中心の農家だけでなく、米作のそのものの経営が成り立たなくなり、米作農家の減少、農地の荒廃が容易に想像することができます。現在中山間直接支払いや多面的機能支払いなどの国策をはじめ、町単独の各施策が導入され、地域の影響のみならず、地域の存続存立基盤にもなっています。これらの施策は個人経営、認定農業者、集落営農組合、農業法人と経営形態はまちまちであっても、農業を始める時、或いは農業施設を維持していくにあたっては本当にありがたい施策だと思っております。しかしながら、町内の農業従事者は大半が高齢者でもあり、また小規模な営農団体ばかりです。冒頭に申し上げた米価の下落により、小規模大規模にかかわらず経営拡大に向けた農機具の導入や機械の更新など、ほとんど完璧に近い不可能な状態となり、農業に対する意欲の低下にもつながりはしないかと危惧をしております。ある新聞に掲載されていましたが、農水省の農村政策審議会農村振興施策が検証された際、委員から全ての耕地や集落を維持し続けることは困難だが、住み続ける意思がある場合には、最後までサービスを続けることが必要だという意見が出されたそうであります。私はこのためには、農業の担い手農家の育成の強化を図っていくべきと考えますが、これらのことをどのように受けとめられ、今後の農政はどうあるべきかとお考えか町長にお伺いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員のご質問の農業後継者育成の強化についてでございます。質問の中にもありま

したとおり、26年産米の概算金が昨年から比較して、1袋あたりコシヒカリで1600円程度の下落となることが発表され、関係者間では予想以上の下落幅であったと感じております。販売額にしますと、美郷町の基準反収で10アールあたり2万6000円ほどの減収となります。このことから、農業経営の悪化や米作りに対する意欲の減退、耕作放棄地の拡大などが懸念をされます。ご質問の農業後継者育成強化のため今後の農政をいかにすべきかということでございます。1つには園芸作物へ農業経営を転換する支援策の方針を構築していきたいと思っております。またこれまでも実施しております、集落営農の組織化に対する支援を継続し、生産コストの低減や労働力の確保などに努めて参ります。しかしながら組織化の困難な地域も多く存在していることも現実でございます。ハードルの高い課題ではありますが、そこをサポートしていく仕組みづくりにも取り組んでいかなければなりません。JA、県普及部などと協力しその対策にも取り組んで参ります。それから認定農業者などの中核的農家の規模拡大や、新規就農者を呼び込む施策についても考えていく必要があるかと思っております。栽培技術の向上や施策整備と一体となった施策を展開して、農業経営の安定と定住にも結びつけられる仕組みづくりも検討して参りたいと考えております。以上。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

いろいろ施策を申しいただきましてありがとうございます。その中でちょっとお聞きしたいと思っておりますが、荒廃地拡大とかいうことを防ぐためにですね、私なりに考えてみますと、最近あの農業をやりたいなと思う方が、若者が増えておられます。でもその土地がない人にとって初めて農業をやるということは、農地法の第3条にかかるわけでございますが、まあ農地法が壁となって、農地の取得ができないという悩みを持たれてる方もございます。不在地主や離農者からの荒廃を防ぐためにも、農地の集積が私は必要ではなからうかと思っております。農地の譲渡などは農業委員会さんの所管であることは重々承知しておるつもりでございます。またわずかな面積では、一時的な考えではないか、かえって逆に荒廃を招くのではないかと言う心配や不安やリスクもあろうかと思っております。が町内におきます3反以上なければ農地は取得できないという大きな壁がございます。そういうようなことについて、その農地法の第3条の緩和策が当町にとって必要ではなからうかなど思ったりもするところでございますが、如何なものでしょうか。どうお考えになっておられますでしょうかお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

福島議員さんの質問でありますように、非常に米の価格受入れ価格が、まあ今年下落をしたということでございまして、美郷町といたしましても、この農業は基本産業の1つで

ございます。こうした観点から非常にこの危惧をいたしておるところでございます。いろいろお話しのように、このまゝ中山間地のこうした条件不利地域の農業、これからますます厳しさを増してくるのではないかというようにも感じております。こうしたことから町といたしましても先程申しますように、県との指導も仰ぎながらですね、取り組んでいかなければならないと思っておりますけれども、こうした施策について担当課長の方からお答えをさせていただきます。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

先程の中にもありましたように、農地の耕作を新たにしようかと思いますと、30アールの面積を持ってないとその農地を取得できない。それから耕作ができないという、まあ農地法第3条の規定があります。30アールといいますとこの面積はですね、農地法上では50アールとなっておりますけども、美郷町においてはですね、農業委員会によるその下限面積の決定を、最近では平成23年の8月に、確か下限面積を決定しておりますけども、そのとき美郷町においては地域の実情を勘案し、30アールというふうに下限面積を設定しております。で30アールの所有がないと農地の取得もできないと、所有権の移転ができないというふうな定めになっております。それで一方利用権の設定、耕作をしたいということにつきましては、これはもちろん農地法第3条の規定が出てくるわけですけども、これは美郷町においては、農業経営基盤強化促進法、この準用を受けましてですね、賃借あるいは使用貸借については下限面積を定めておりません。ですから10アールでも5アールでも利用権の設定はできるという条件になっております。初めから30アール以上の農地を取得しようということになると、なかなかその農地、農業をやっていない方がですね、いきなり30アール以上の農地を持って農業をしていくということについては客観的に見てですね、その方が農業ができるのかどうかということも、非常に重要になってまいりますので、こういう下限面積、農業がやっていけるという、まあ資質を持った方への農地の所有権の移転というふうになると思います。それで30アールという面積は、これは農業委員会で決定されるわけでございます。で県内を見ても、ここ1、2年その下限面積が下げられている傾向がございます。極端なところにありますのは1アールというところも、2地区ほど県内にあります。そういう問題が出てくる。まあ例えば美郷町におきましてそういうことがよく考えられるのは、例えばIターン者の方が家を買われる、そこに農地も付いているというようなことが時々あります。そうなりますと家の方は所有権移転できるんですけども、農地については所有権移転ができないというような例もあったと思います。そうなってくるとせっかく美郷町に住んでもらうということが、農地は取得できないということがあった様な気がしております。家庭菜園1畝2畝でもありまして、その所有権の移転ができないというようなことに結果的になってまいります。そういうことも定住を促す上においては、ひとつその下限面積を少なくしていくという手

もあろうかと思えます。まあ既存の、まず利用権設定をまずしていただいて、少ない面積からでもしていただいて、農業の実績をつくっていく。その上で30アール以上の農地を取得して行って、所有権移転まで持っていける、そういう一つの流れと、もう一つは全く農業経験のない方が少ない面積でも取得できるような下限面積を下げるということについても、検討する課題ではなかろうかなと思っておりまして、今回また8月に農業委員会がごさいます。こういうご質問があってですね、まあ県下の状況等も勘案しながらですね、下限面積について検討していただくように農業委員会の方をお願いをしたいと思っております。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

是非ともですね、郡内平均はどうもやっぱり3反だそうでした、ただ川本においてはそのなんか地域別に設定されてるやにも聞いております。で先程の家庭菜園のこともございますし、いろいろあると思えますんで、是非とも今後とも考えていっていただきたいと思えます。せっかく定住とかそういうことであって、希望なくすようなことになってもなりませんし、まずただそのためには利用権という道があるんだということも、また私たちが取得する方々に教えてあげなければならないのかなと思っております。次に今の強化ということ、今の組織とかできないところもあるということでもございました。でその中で私が思うのは、認定農業者とか或いは法人が集う会合とか勉強会とか何らかの研修ができるような足腰の強い団体といえますか、そういうものができないのかなと思えます。例えば農業収入についてはここへ入ると経営的に良いんだよと、どうなんだろうとか。或いは、いわゆる財務研修でございますが、そういうことや、農業情勢について今の色々作物の研究とか、そういうことについて、その高級野菜を作るためにはこういうことが必要だとか、あるいは町の振興作物はこういうことでこういうことなんだよとかいうような勉強会、会合ができるようなことをしていただいて、足腰の強い農家をつくることが必要ではなかろうかとも思いますが如何なものでしょうか。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

農業を主として行っている方々の集える組織等をつくる考えはどうかということでもございます。現状を申しますと、今邑智郡の方では集落営農の連絡協議会ということで、JAの方が主体となっております。それから邑智郡ではまた農業士会等の組織もございまして、郡単位ではそういうみなさんが集える場があるかなというふうに思っております。それから普及部の主催やら今集落営農の協議会の主催で、農業簿記の研修等の行われているようでもございまして、まあそういう機会をとらえていただいて積極的に参加していただければと思えますし、情報の方も流したいというふうに思っております。町内でその組織を団体

をつくってということに関しては、ちょっと今その考えはちょっとまだ固まっておりますが、ただ先程も町長の答弁にもありましたように、集落営農が困難な地域等を考えていく上で、町内の中核的な農業者の方の集まりというのは必要になっていく場面もあるのかなというふうに、今質問をお聞かせいただいていたところでございます。いろんな普及部等JA等もいらっしゃいますので、ここらへんと質問の趣旨をですね、お話ししてですね、より良い組織というものを構築していけないかご相談申し上げて、美郷町としての取り組みも考えて参りたいなというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

確かに郡でも、郡単位では行われております。私どもも参加させていただいております。ただ美郷町からの出席は意外と少ないなという感触を持っております。やっぱり会場が遠いのかなということと、それとまあ親しみが中々あれなのかなというところがございます。でまあ町内でひとつ1回、年に1回でもひとつ何か簡単なところから、どこに誰がその営農を持っておられてということも意見交換もできてない組合員同士、中間営農組合同士でも話合ったりするところがあれば、心強いのではないかなと思ったりしてるところでございます。で今価格が下がったということで、国の制度上で私たちも負担金を払っておりますが、収入減少緩和対策というものがございまして、これらの見込みについては発動されるんだろうかどうなんだろうか、ただの今の概算払いだけの金額で終わるんだろうか、その制度というものがいかされるんだろうかということでございまして、収入減少影響緩和対策のことについて何か情報があればお教え願いたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

ご質問の急激に価格が下落したことによって収入は減る、その収入減少緩和策というものについてでございますけども、今年この制度の中にありますのは、まあ通称ならし対策と申しておりますけども、収入を過去5年間の米の価格から一番高いところと一番低いところを外しまして、3つの平均単価を出しまして、その差額その9割、差額の9割を農業者が出した拠出金と国の拠出金を合わせまして、今年度においては助成するという制度はありましてですね、これは町内では3法人が入っております。この中にも10%減少に対応するものと、20%減少に対応する2種類ございまして、まあ10%対応の方は掛金も安いと。半分です。そういうところがございますけども、その中で既に試算をしております。その試算の中では、ならし対策によって出る金額が、大体ですね10%減少に対応したコースでございますと、1袋あたり600円ちょっとになるんじゃないかな、626円という計算が出ております。それから20%減少に対応したコースですと、これが1,253円。これはJA普及部等の会合の中でJAの方から示された金額でございます。

ですので、この20%減少に対応したコースそれぞれに応じて、出荷数に応じたそのさっき20%だったら1,253円といましたが、これに例えば100袋出しておれば、その掛ける100というものが価格補填として成立する金額、これは支払いができるというふうに思っております。それからもう1つ今農業生産法人3団体がこのならし対策に加入しているということです。それから本年度に限りましては、その他の農業者、米を出荷した農業者に関しましてはこれは額が、これは米の対策のちょっと名前を忘れましたが、もう1つ対策がありまして、これも先程の減少額にあわせた国が補填しております金額ですよね、先程20%に減少した、対応したコースですと1,253円という金額が出ました。これは4分の3が国の拠出金で、そのうちの4分の1が農業者が出している拠出金ですので、その国が出している4分の3の拠出金の半分を国が保証するという制度が、今年限りでございます。そうしますと大体200円ちょっとの補てん額になるのではないかなというふうに試算をしております。これは但し26年度限りでございます。で先程のならし対策という部分につきましては、27年度からは法制化をされまして、一定の要件をクリアしたところ認定農業者あるいは法人の集落営農組織、そういったところでは法制化されますので、その価格補償は法律によって執行されるということになります。今年にあたっては先程の金額が想定されるのではないかなというふうに思っております。ただしこの概算金4600円余りが出たわけですけども、これはもちろん精算金も伴ってまいります。まあ1、2年後に本当の実勢価格が出てくるのではなからうかなと思っております。これはどういうふうにするかわかりませんが、先程の福島議員の質問の中にもありましたように、作況指数が102とかですね、というような想定のもとに出された概算金というところもあります。そうしますと大体今まで聞いた今年の作況ですけども、減っているというのが実情ではないかなというふうに思っております。聞くところによりますと、まあ20%ぐらい減だねというようなところも聞いておりますので、今後米の需要の動向がどういふふうになるかわかりませんが、国が想定しているような大きな余剰米が出てくるというようなところも少し変わってくるんじゃないかなと。そうすると米の価格にもまた影響が出てくるということでございます。先程の補てん額につきましては、もっと先の補填、支払われるのは額が決定してからになりますので、もっと先になると思いますけども、今の4,600円で計算した場合というところでご理解いただければと思います。以上です。

●佐竹議長

2番。

●福島議員

非常に心強い安心する制度があるということで安心いたしました。是非とも一般農家にもそのような制度が、認定農家あるいは法人だけでなく、一般農家にも是非ともそのような制度が広まるような運動をしていただき、行政の方からもしていただきたいと思っております。残された時間ちょっと後わずかになってまいりましてあれですけども、最後の質問でございます。農家として農地を守って農村を守り続けていくことは、小規模高齢化

集落にかかわらず経営の維持、あるいは拡大に向けた農機具の導入や機械の更新、生産施設整備などが必要と考えます。制約の少ない支援事業等は今後考えられないものなのでしょうか。是非ともその農地を守っていく、集落を守っていくためにはやはりそういう制度も必要ではなからうかと思っております。新聞でありましたけども、中山間地域協定参加者平均年齢は63歳だそうです。また70歳以上が3割を占めておるといような状況下の全体、全国的にあるようでございますが、まあ当地域においても、美郷町においても大体このくらいの数字じゃなからうかと思えます。ということにしますと、なかなか先程も申しましたように単価が安いということは、高級野菜とかそういうものも努めていかなければならないし、農機具の更新も必要ではなからうかと思えます。そこら辺で何か制約の少ない支援事業はないかということをお伺いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

まあ施設や農機具等への支援制度は、考える必要はないかということでございます。今現在行っておりますのは集落営農の機械更新。これに対しては2年か3年ほど前に制度を新しくさせていただきまして、利用されるところも年に数件でしております。あとハウス整備に資材代の半額を助成する制度もつくって参りました。と言いながらもですね、これが十分であるかということについては、ちょっと何とも言えませんけども、やはり支援をしていくところと、それから農業者の方の意欲、そこら辺が非常に必要になってくるんじゃないかなと思っております。新しい農業の形をですね。実現できるような制度設計を皆さんと一緒に考えていきたいなというふうに思っております。もう本当に美郷町の農業を取り巻く環境というのは非常に厳しい状況でございますので、ここでちょっと踏ん張ってやってかないといけんというふうに思っております。これからいろいろとアイデアを出していきたいと思っておりますので、一つよろしくお願いを申し上げます。

●佐竹議長

2番。

●烏田産業振興課長

制度があるということをお聞きいたしました。十分かどうかまた私どもその農家等もいろいろご相談を申し上げたり、共有したりして進めて行かなければならないと思っております。私といたしましても、やはり農村を守っていくということは大事だと思っておりますので、またいろいろな制度改革なり、営農に対する指導とか、そういう強化をまたお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

●佐竹議長

福島議員の質問が終わりました。

途中でございますが45分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 10時 30分)

(再開 午前 10時 45分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

続いて通告3、1番・原議員。

●佐竹議長

1番。

●原議員

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきます。本日は大きく2点について伺いをいたします。まず1点目でございます。定住対策について伺います。定住支援につきましては、住宅支援や子育て支援として、子供の医療保育所の軽減など様々なものがございます。この度はこの定住支援について伺い、併せて提案をさせていただきたいと思っております。現在平成19年度より若者定住住宅の建設がされております。月3万円の家賃を25年を経過した時点で、土地を含めて、土地を付けて譲渡するという制度でございます。25年度実績で、今年度現在33戸の住宅が建築され、32戸の世帯が居住をされているところでございます。ここでこの方々を含めて、またUIターンをされた皆様方と執行部が定住対策に向けた様々な意見交換がされたかどうか、そういったことを伺いをいたします。私はこの入居されている世帯の中には、町内に親がおられ、また家もある方も多数入居されておられるように聞いております。またUターンされておられない方についても、できれば帰りたいのであるが家が老朽化していたり、また昔ながらの造りで新しく家族を連れて帰って実際に生活するにあたってはですね、不便を感じる状況がある、そのために帰らず町外で暮らしているといったような方もおられるということもお聞きをしております。そこで提案をいたしますが、こういった持ち家住宅の増改築等の増改築に係る経費に対して、貸付制度を設置、設けられたら如何でしょうか。

続きまして公共施設の建築設計委託について伺います。まず先程もあつた若者定住住宅の設計委託についてであります。この住宅は平成19年度から本年度まで建設されているところでございますけれども、基本設計として5パターンから10パターン。概ね10パターンぐらいあるというふうに聞いておりますけれども、これが委託の成果品で、毎年できてきているところでございますが、聞くところによりますと、これまで毎年同じようなですね、成果が出てきているというふうに聞いております。本年度分を含めますと、36棟分4000万円くらいの設計管理料が支出をされておることになります。合わせて同じ設計事務所へ委託をされております。このような状況を鑑み、少しでも設計委託料を削減し、支出を抑えるそういったお考えはなかったのでしょうか。2点目、次に現在建設コミュニティーセンターについて伺います。建設検討委員会が設けられ、いろいろ協議をされましたそうでございますが、一部の委員からは検討委員会で検討したことは既成事実だけが設けられ、委員会の意見が反映されていない、そういった残念なまた厳しいお話を人伝いに聞いたこともあります。私個人も半世紀、いや1世紀に1度あるかないか、こう

いった大事業に対して、余りにも短期間で実施決定から検討、そして今年度の発注、そういったことに違和感がないわけではございません。しかしながら既に事業は実施され、着々と工事が進んでおります。これまで執行部のいろいろなお話の中で、工事の発注に際し、できるだけ町内業者を利用する、そういったことも受注された落札された業者へその旨をきちっと伝えてある、そういったことをお聞きしております。そこで実際町内業者がどういった形で何社関わり、このコミュニティーセンターによって町内商工業にどれだけの経済効果があったのか伺います。またこの建物の得りである電動の椅子。いわゆる移動観覧席がございますが、この移動観覧席の設計に組み込まれた、採用された経緯をお伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

原議員のお尋ねの1点目の定住対策についてであります。現在美郷町におきましては、少子化若者の都市部への流出などによる人口の減少が続いており、定住人口の拡大に向けてさまざまな対策を講じているところでございます。若者定住住宅建設事業は、若者等の人口の増加と定住化を図る目的で、平成19年度から実施をしております。現在、6つの団地に32世帯が入居をされております。この若者定住住宅の入居者に対して、定住施策についてのご意見を伺う機会を設けられたかどうかというご質問でございますが、これまでにそういう機会を持ったことはございませんが、唯一入居者の方はすべて地元の自治会に加入されており、地域行事等にも積極的に参加をされているとお聞きをいたしております。さらにこの事業をよりよいものにするを目的に、今年度入居者アンケートを検討しているところでございます。現在入居されている方にご意見やご感想を伺うことは、この事業を検証する上で大変重要なことですので、今後入居者だけでなく、機会を通じて地元自治会などにもご協力をいただき、ご意見をいただく機会を設けたいと考えております。次に議員ご提案の持ち家の改修について貸付制度をもうけたらいかかというご質問であります。ご承知のとおり当町では今年度から2つの制度を新設しております。1つには町内に住宅を新築または増築される方につきまして、その固定資産税相当額を補助する定住新築住宅補助制度でございます。これには世帯主から配偶者が40才以下の世帯で50平方メートルを超える住宅を新築または増築をされた場合、その固定資産税に相当する額を課税される年度から10年間補助するものであります。またもう1つは定住される方が住宅を改修される場合に、改修費の一部を助成する定住者向け住宅改修事業補助制度でございます。これは30万円以上の住宅の改修費を対象に、改修費の2分の1で50万円を限度に補助するものでございます。近年ふるさとへの関心が希薄になりつつあると言われておりますが、議員仰せのとおり、やはり自らが生まれ育った田舎で親と一緒に住みたいという、ふるさとに愛着をお持ちの方がおられることは承知しているところでありますが、今のところは当面の制度をご活用いただければと考えております。以上。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

UI ターン者に対するいろいろな聞き取り、そういったものは町長もおっしゃったように重要なことであると思います。以前にも藤原議員の質問の中でもそういったことをですね、お話を聞く機会を設けたらどうかというようなこともあったふうに記憶をしております。あれから相当な時間もたち、期間過ぎておるところでございますが、未だにそういったことがされていない、重要というふうに認識されていないながらされていないというのはですね。やはりこの美郷町の定住政策に対する検証が、いかになされていないかということだというふうに思っております。それから新しい制度が2点できたというふうに先程申し上げられました。確かにあの50万円の上限で住宅を改修する事業、定住者用住宅改修事業というものは認識しとるんですが、固定資産税に相当する額10万円を10年間。そういったものについてはですね、確かにこの定住子育てライフ5つ星の町、こうした冊子にも載っておりますけども、これは実際に事業実施をされているのでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今質問でございますけれども、やはり今ここに申し上げましたようにですね。定住住宅についてはそういう制度をとりながらやっておりますし、それから新しく今先程申し上げますように、定住者向けの住宅の改修補助制度も実施しておりますところでございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

いや、この定住新築住宅補助。町内に住宅を新築増設された方を対象に、固定資産税に相当する額を50平米を超える新築・増築したものに対して10万円を限度に10年間実施する。この事業が今実際に実施をされているかどうかということを今お聞きをしたわけでございます。併せてですね、もし実施をされているんだったらですね、これはどのぐらいの、今要望があって実施されているかということをお聞かせいただきたいと思っております。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

詳細については担当課長からお答えをいたします。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

原議員ご質問のパンフレットにあります新しい制度の中の定住新築住宅補助金の制度の

ことをございますけれども、一応今年度制度化に向けて大体の制度設計といたしますか、基本的なところにつきましては決定をさせていただいて、パンフレットにもまあ目玉ではありませんが、新しい施策としての一つとして載せさせていただいております。でこの新しい制度を今年度実施、もう既に実施しているかということでございますけれども、これは今年度、今年ですね、新しく家を新築または増築された方につきましては、来年1月1日が固定資産税の基準日になります。で賦課がかかるのが平成27年度ということになりますので、現在まだ実施は実際にはしておりませんので、ご質問ありましたように要望というものも、まだありませんというような状況でございます。

●佐竹議長

1番。

●原議員

今の課長の答弁にもありますように、まだ設計もできてないこの政策をですね、ペーパーに載せてですね。町民全員に配る、全戸に配る、こういったことは余りよろしくないというふうに思いますのでですね。こういったものに載せるのであれば、情報を出すのであれば、きちんと制度設計できたもの、確実なものをですね、今後載せていただきたいというふうに思います。それからもう1点の新しくできた定住者用住宅改修事業、50万円を上限で、これ事業費としては100万というふうになりますけどもこれのですね、実際この住宅を改修するのに100万円の住宅改修といたら余りですね、若い人が帰ってきてそこに住むだけの住宅改修というものがですね、まあ若い人に限りませんが、IUターンの方が帰って、その住宅を改修する100万円ですね、どこまでできるのかということは私個人としては疑問に思っております。そういった意味で、この金額の根拠ですね。こういったものはどういった形で決められたかということをお聞きをいたします。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

もう一つの定住者向け住宅改修事業補助金の金額の根拠でございますけれども、まあ住宅のリフォームに関する支援制度というのは、全国の自治体でも相当数あると聞いておりますし、それから島根県におきましても、住宅リフォーム推進協議会というところがあります。その情報によりますと島根県でも52件程度は掲載されておるというところがございます。で支援の方法もいろいろありますけれども、ほとんどが補助制度ではございません。であまりあの住宅改修、先程も申されましたけれども、水回りをするとか、風呂、それからトイレでありますとかそういった水回りをする場合、この制度つくっております補助の限度50万、事業費100万というのでは足りないということにはなりますけども、その根拠につきましては一応他の自治体等の状況見まして、余り高額なものもありません。がほとんどが10万とか20万とかいった上限ですので、まあ予算のこともありますけれども一応50万というふうにさせていただいたところがございます。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

根拠的になかなか難しいというふうに思いますが、まあ若干帰って改修されるのですね、多少なりとも町として助成をしてあげようというお気持ちがあるということで理解をしたいというふうに思いますけども、まあ現実問題としてはですね、100万円ではさっき課長言われた水回りの改修、とてもじゃないですができる金額ではございません。それで若者定住住宅ですけども、これは先程言いましたように1500万円で25年間、およそ900万円ですね。残り600万円あるわけですけども、単純に1500万円の課税標準額で1.6%固定資産税かけますとですね、25年でおおよそ600万円ぐらいになるわけです。そうすると1200万円ですね、これにプラスアルファ年をつけて譲渡される。これは明らかに、今は定住住宅、住宅制度に乗っかってますけど、これは個人の資産を今町が立て替えてですね、貸しているというような認識で私はとらえております。そういった意味を持ってですね、今日の提案をさせていただいたわけですが、そうであれば同じUIターン、この美郷町に住みたいというふうで帰ってきてくれているUIターン者に対して同じ公平な目で見たとときに、住宅であろうが持ち家であろうが最終的な同じ資産なんです。これに対して同じような制度をつくってあげるべきではないかということをお聞きしたわけですが、このことに対してもう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

確かにいろいろな考え方があります。で今回この2つの制度を制度化したというばかりでございますので、若者定住住宅の制度につきましても、19年度からでございますので、早6年、7年というふうな年月が経っておりますけれども、これらの検証も先程のアンケートとか、そういったところもまだいたしておりませんので、する中で今後どういったものであればいいとかいうふうなところは考えていかなければならないところではございますけれども、当面この2つの制度を本年度から、今年度からスタートしたばかりでございますので、当面町長の答弁にもありましたけれども、様子を見るといいますか、この制度をまだ実績が1件でございますので、活用していただきながらまた今後より良いものにしたいというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

実施したと言われましたが、先程最初に戻りますけども、定住新築住宅補助、この制度についてはまだ実施をされていない言うふうにお聞きをしました。できればですね、この

制度をもう一度見直して固定資産じゃなくてですね。そういった住宅改修に向けての貸付制度というものをですね、頭に入れて、再度あわせてですね、検討をしていただきたいというふうなことを要望してですね、この件については質問を終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

原議員さんの1点目の若者定住住宅設計委託についてであります。議員ご指摘のように、平成19年から本年度まで36棟分の約4,000万円弱の経費がかかっております。設計内容は10パターンある中から入居者に選んでいただき、設計することとしております。ご質問は同じ設計内容であれば毎年新たな設計は必要ないのではと、設計内容を流用して使用すればどうかというご質問だと思います。確かに10パターンの設計は1回行っておれば毎年使用できると思いますが、基本パターンを作成した経緯は、建設着手後に入居者から設計変更要望などにより、工事の進捗への支障が起きたことから基本パターンを作成することにより、着手後の変更を軽減するために行っているものであります。したがって基本パターンは使用しますが、軽微な変更や近年の材料や製品の形式や素材の変遷などにも対応していくためにも、毎年度の設計を行わざるを得ない状況であります。また委託経費には、設計料と工事着手後の工事監理経費も含んでいることも併せてご報告をいたします。次に議員ご質問の建設中のコミュニティーセンターについてであります。本工事自体について、工期や施工能力などを考慮し、対象を県央管内の企業を含んだ共同企業体での入札を実施し、町内の福間工務店と県央管内の今井産業による共同企業体が落札をして施行しております。地元経済という点につきましては、本施工にあたり、町内企業をできるだけ利用するよう共同企業体に要請をしており、共同企業体としても施行の企業努力の中で町内企業の活用に努めておられるほか、この工事を通じて企業、人が多く関わり出入りすることによる、地域消費への波及も当然想定されるものであります。そこで、1点目の町内企業の関わりと経済効果についてであります。現在のところ工事自体は土木工事関係が中心で、現在のところ15程度の企業、商店などが下請け、外注、調達などで関わっておられます。その内容は工事関係では鉄筋、土工事、電気設備など、建設資材関係では生コンクリート、ブロックなどのほか二次製品など、また工事に関係する運送やごみ、産廃処理、建設機械のリースなどがあり、現時点でも多岐にわたります。工事は、これから本格化していきますので、工事の関係する企業の数、内容などはより増えてくるものと考えております。工事から地域への経済効果ですが、工事自体からの直接的なものでは、元請の共同企業体を除いて、工事費の約20%、2億2000万円程度が外注、調達、購入などで町内にまわっていくと想定をしております。また工事から、直接的なもののほか、現場には、連日多くの職人、従業員の方が入っておられ、関係業者も多く町内に出入りもしています。工事に伴って、こうした方たちの食事、必需品などのほか、工事関係者の宿泊の予定などもあり、これから工事が本格化していくことで、さらに町内消費に効果が及ぶ

ものと考えております。また町内企業が共同体を組んでいることも、町内への経済効果の影響波及は大きいものと考えております。冒頭申し上げましたとおり、共同企業体としても、施工の企業努力と適正な工事の執行の中で、町内企業の利用に精一杯配慮し、努力をしていただいているところでございます。次に2点目の電動の移動客席の決定と経緯についてであります。建設を計画するにあたり、従来の開発センターの機能を有しながらも、現代的な施設で使いやすい、耐震基準に該当し、避難施設として活用、高齢者や障害のある方、子供にも利用しやすく、安全に町民の活動交流の拠点として様々な機能をといった視点、要望がありました。将来にわたって多様なイベント、観客席からステージへの視界、多目的に便利な活用、機能性などの観点から、近年設置されることが多いホールへの移動客席を設置することとしたものであります。この設置は、建設の基本計画に組み込んでおり、従来の山村開発センターにあったホール、調理室、各種集会室の機能を持ちながらも、先ほど申し上げました視点を持って、一層の機能を充実させ、さらに図書館を設けるといった多機能コミュニティセンターとして計画をしたものであります。建設検討委員会でも、この計画を基に3つの建設プランをお示しし、議論していただいております。また建設にあたっては大規模の建設でもあり、設計施工監理を委託することとし、入札で決定し、決定業者により詳細な設計と仕様を決定したものであります。この移動客席の使用につきましては、納入実績、安全性、信頼性の評価と保証関係、アフター面など総合的判断の理由から実績信頼性のあるメーカーをもとに、仕様を組んだもので、入札仕様書にはこのメーカーまたは同等品といった記載となっております。また実際の調達、工事先の決定にあたっては、元請である共同企業体が、町の仕様を踏まえて検討、判断され設計施工監理者との協議、承認を得た上で、最終的に町に承認を求めるものであり、同等品といった判断も町の仕様を踏まえた上で、一義的に共同企業体が検討を判断されるものであります。以上。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

若者定住住宅の関係でございますが、10パターン基本設計がされるということでございます。しかしながらですね、現実問題、毎年・毎年先程も言いましたように、同一業者に発注をされております。それでですね、19年度5棟建設してですね。117万、118万ぐらいですね。20年度5棟建設、別府でですけど、5棟建設して、これも117万。で21年度これは吾郷と石原8棟、4棟、計12戸ですけども、これはまあ戸数が多いんで経費的にも安くなると思います。これが91万。22年度が飛んで、23年度上野に6棟。これがまた120万ぐらい上がってますね。で浜原24年3棟、これが92万。25年2棟、本来棟数少なければ経費かかってくるんですけど、2棟で同じ浜原の地域で今度は120万になってます。で浜原5棟結局建ったんですが、これの平均がですね、103万。要するに今までずっと100万ぐらい、1棟100万ぐらいの設計管理委託料が払われてるということです。実際にこの設計書の委託をされた場合にですね、この著作権とい

うのはですね、どこに移るんでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

担当課長の方から説明を申し上げます。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

まず、設計委託の著作権というものは、著作権というのは設定しておりませんので、ただこういう設計といいましても、間取りですから10パターンの間取りということになっております。で詳細設計については、その都度・その都度設計をするようになっております。冒頭町長から答弁ありましたように、まず間取りが決まりまして、皆さんに入居者さんに見ていただいて、パターンを選んでいただくわけですが、やはり選ぶ中でも、例えば和室がちょっとこっち右じゃなしに左側に欲しいんだとか、そう言った変更ってというのは多々あります。そういった形で若干の変更というのはあります。冒頭答弁しましたように、本当の目的は発注後の変更をなるべく少なくして、工事の進捗を早めたいというのが最初の目的でありました。でそれを近年ずっとやっていく中で、パターンはパターンとしてやりますが、やはり入居者さんは、できるだけ将来ずうっとここに、この家に住むんだという気持ちがあるので、できるだけ自分の希望も取り入れていただきたいというのありましたので、軽微な変更を当初設計の段階で組み込んでいったと。それから近年いろいろな外壁材、それからいろいろな設備・機器そういったものも、いろいろその年々によってですね、はっきりいって良いものがだんだん出てくる。例えば数年前までは2重サッシではなかったんです。近年は2重サッシが普通になってきた。そういったもので強度的なものも含めて、パターンの中からやりますが、設計自体は改めて、その時・その時であったもので設計をすると、でまた積算もちろん毎年積算の基準単価、そういったものも変わってきておりますので、改めて積算をし直さなくてはいけないということで、パターンは決まって、確かに同じものなんで同じものを使えばいいというような感じに見えるんですが、やはり設計を、詳細設計をする側からすると、やはりそこまで新たに設計をするのと大して変わらないと、ただ間取りが決まっているので、その間取りを考える必要が基本的には少ないと、やはり住宅を新築しようと思うと、間取りというのがなかなか頭に浮かばないものです。新しい家を何棟も経験された方であれば、自然とこの場合はこういう住宅がいいと頭に浮かびますが、入ってこられる方は初めて家を建てられる方が主ですので、やはりそのパターンの中から選びながら、その中で自分のあったような、また更に詳細の変更をですね、申し述べていただいて、できる限り聞き入れるところは聞き入れるようにということで設計をしますので、全くその同じ設計で、仮に同じ設計だとしても、積算は毎年せにゃいけんということですので、その辺の手間というのは同じパターンではあって

も、やはり手間はかかるということでございます。で更に細かいことを言いますと、実際100のものが積算出てきまして、先程おっしゃったように今まで同じパターンなんで、少しは経費は安くできんかっていうような話ですね、やはりあのちょっとこれは積算の数値の内容になってくるんで、数値までははっきり申し上げられないんですが、若干調整をするというのは当然行っております。ということで、なるだけ支出を抑えることというのも頭に入れながら、入居者のいろんな要望にできるだけ沿えるように、設計の方で対応していきたいということもあってこういう積算内容になっております。でまた同じ業者というのが、これが一応入札をしておりますで、町内の設計屋さんもいらっしゃいますので、それを含めて入札をするんですが、たまたまずっと今まで同じ業者さんが落札をされとることなので、入札でありますので、一番安い価格の方に契約をするということにもなりますので、その辺のことはご理解いただきたいというように思います。

●佐竹議長

1番。

●原議員

ただいまの課長ですね、ご答弁いただきましたけれども、話を聞いてると最終的には基本設計については製図とかですね、10パターンの間取り、これについては例年どおり使って、ほとんどですね、使ってきておると。重要なのは設計委託料の重要なところは、それに対する変更設計と着工後の管理であるというふうなことだと思います。そうなればですね、余計にですね、私は毎年入札をしなくてもですね。このパターンを示して、これの変更、そして単価の改正若干のいろんな資材、こういったものの変更を聞きいれながら、実際に住む方の意見もありますんで、この壁は赤が良いとか、クロスが良いとか、塩ビが良いとかあろうかと思えますけども、まあ予算の範囲内でそれを変更されるんでしょうけども、そういった軽微な変更だけであれば、ここまでのですね、委託料はかからないんじゃないかというふうに思います。一般の家の改修についてもですね、大工さんがですね、工務店が来られて予算の中でいろいろとその話の中でやとられますけども、そういったような極端ですけどもできないことはない。ということになればですね、先程課長から言われました町内業者もおられます。ですからこの10パターンをもって、町内業者の方へですね、随契で安くやっていただくというようなことができなかつたでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

基本的に随意契約というのは中々入札減といいますか、設計額に対して入札率といいますか、それが上がってこないのが実情です。ですから、やはり安く請負をしていただくということになれば、入札というものが一番ベターである。で更に先程お話ししましたように、10パターンの中から、まあ当然もう間取り等分かって、ある程度骨組みはわかっているからということではありますが、そういったことも頭に、考慮に入れて、数値はちょっとこ

ここでは言えませんが、100%の設計額に対して調整率を掛けさせていただいたと。でこの調整率は結構並み半端なものではないので、その辺のところではなかなかその随意契約で、果たしてそれで応じてもらえるかどうかというのも問題もありましょうが、普通随意契約というのは、他に業者がない時にということですので、通常測量設計委託、こういう建築設計委託をする場合には、指名願が出ている業者さんの中からピックアップをいたしますので、全く業者さんがいないわけではないので、やはり入札というふうな形にした方がより安く施行ができるいうふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

入札がそれがより安くできるということなら、それもいいというふうに思いますけれども随契でも、まあ特に安くできるという部分があればですね、随意契約もできるという条項もあったように記憶をしております。まあその辺の比較をしてですね、入札の方が安いということですので、同じ業者がとるということは仕方のないことであろうかというふうに理解をいたします。しかしながら、こういったもう3000万、4000万ぐらいになるわけですので、今後ですね、こういった契約に対してもいろいろとご考慮いただいて、できるだけ町の支出が少なくなるような形でお考えをいただきたいというふうに思います。次にコミュニティーセンターの町内業者の利用のことです。町長からほんとにたくさんの方が関わっておられるんだなということを改めて感じたところがあります。こういった大規模な事業、もう今後ですね、何十年も美郷町ではないというふうに思っております。是非ともまだまだ基礎ができただけで、本体工事まだたくさんあると思います。今から本番で事業発注、事業が進むと思いますので、輪をかけてですね、住民の方にはお声かけをいただいてですね、町内業者をできるだけ利用していただくように再度ですね、お願いをしていただきたいなというふうに思います。でこれにコミュニティーセンターの設計についてでございますが、設計書の中にはいろいろな、さっき答弁がありましたけれども、図書館とかいろんなホール、そういった町民ホールとかいろいろあります。その中にはですね、ロッカーですとか、机ですとか、椅子だとかそういったものも、この設計書の中に入ってるんですね。で私も初めて知ったんですけども、こういった業界ですね、設計の段階で入ったところがですね、見積を出したところがもうとっていくんだというふうなことがあるらしいです。要するに設計の段階で見積を、設計事務所がとって、それを設計書に入れますよね。そうした時にもうその設計、その業者がですね、メーカーに対して圧力をかけてですね、他の業者、販売店がそれを見積出してくれといっても出さない。まあ公正取引の関係で、私はこれは大変な問題だと思うんですけども、そういったような実際話を聞きました。これが本当であれば大変なことだと思います。実際そういったこともあるということですので、あっ、それが実際あるかどうか私も確認したわけですので、定かではございませんが、そういった話を聞いて、も

しそれがあればですね、あるということも考えられますので、そういった意味で、今後そういう町の公共事業の発注に対しまして、そういった備品等がありましたらですね、もし設計書に入れるのであれば、町内業者からですね、見積をとられるような形もできようかというふうに思います。そういった配慮、それからたくさんの備品があります。それを分割で発注できるような形ですね、JVの方にもお願いをしていただきたいなというふうに思ったところでございますが、なんかもう決まったというようなことでございますので、今後はそういった形ですね、あれば町の方からも、執行部の方からもお願いをしていただきたい、お考えになっていただきたいというふうに思います。それから最後ですが、移動の観覧席でございますが、これについてはですね、いろいろと協議をされたということでございますが、最終的には発注、設計屋と執行部との最終的な話し合いをされてですね、比較設計のもとにこっちのほうがいいだろうということで決められたんですが、この方式ですね。方式はどういった方式であったのか、もう落ちた方はどういった方式だったのか、そこら辺のところをですねお聞かせください。当然比較的設計をされてますよね。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

お話の客席の事でございますけれども、ああしていろいろ業者が入っておりますけれども、JVを組んでおります会社がですね、設計会社と契約をしておるわけでありまして、細かいものについてはですね、これからまだすべて業者任せということではないと思っております。例えば図書館のですね、小さな机とかいったようなものはですね、これからまだ多少こちらのものが、希望するものが入るといように伺っておるところでもございます。この件につきまして担当課長からもう少し補足をします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

原議員のお尋ねでございますが、備品につきましては今工事発注をしております中には、どちらかという通常で言いますと、括り付けといいますか、備え付けといいますか、そういった部分での備品というのが主体でございますが、これからまだ集会施設等の机、椅子等の備品発注につきましては、建物の状況を見ながら、今後まだ発注をしていくという考えでおりますので、まだそこら辺りにつきましては、建物が若干ちょっと遅れておる、遅れ気味かなというような状況もあるわけですが、状況を見ながらこの集会施設、あるいは調理室等々の備品につきましては、まだまだこれから発注するものは多々あるかというふうに思っております。それから先程の中で、発注者と請負者という部分で契約がなされると、町としましては設計業者さん、今回落札をされた業者さん。これも入札によって業者が確定をしたという部分でございますが、その業者さんが設計管理まで含めてあります。ですから請負をされたJVでございますが、JVさんとそれから設計の業者さんとの

話の中で同等品ということもうたっておるわけですが、いずれにしても設計屋さんが決める、備品を決めるという分ではなしに、請負業者さんの方が最終的に決断をされるという分であろうかと思えます。そのものを持って、設計管理者の方がこれによろしいでしょうかという部分を最終的に確認をされて、そのものを町により持ってきて、承認を得られるという形になっておりますので、そこら辺りのところ若干少しくはっきりした部分をお話ししておいたがよろしいのかなというふうに思いました以上です。それから移動の観覧席の決定でございますが、これは一番当初答弁の中にも書いてございましたように、基本構想の時に、これ昨年のお話でございますが、基本構想の時にいろいろな機能を見る中で、基本的に元あった開発センターそのものの中身を見ながら、もっと充実をしたものがないかというような分の中から、機能性を重視した移動性の観覧席というようなものを、移動性という部分を提案をしたという分でございます。ですからあくまで基本設計の中で、そういう部分の提案が出てきたという分でございます。それから後に設計の入札があり、設計業者さんが詳細な設計をされたという分の中で、当然三者見積もりもとって積算をされたものであるというふうに思っております。以上です。

●佐竹議長

1 番。

●原議員

備品の発注についてはいろいろとあろうかと思えますし、課長が答弁されたことが実際そうであろうというふうに信じております。これちょっと時間もなくなってきたんであれなんですが、移動観覧席ですが、今回設計の方に入るとる移動観覧席これはですね、まず2つのモーターでベルトがあって、それで全体の移動が3 1 2席をずっと押し出して行く方式になってます。そのためにこの壁面にですね、ガイドローラーがないと曲がってしまってますね、不安定な状態になるというふうに、私素人ですけども感じております。でこういった扉がありますけども扉にはですね、通常は観覧席出てませんので扉をあけてなくちゃいけない。で観覧席を出すときにはそこへまたガイドローラーを付けなくてはならない。それは誰がやるかといったらその職員がやるわけですね。そのガイドローラーをつけるのに、なんかビスでこう留めなければならぬような設計になつとるというふうに聞いております。もしそのガイドローラーを付け忘れてですね、椅子を出したときにどうなるかということです。そうなった時に、まっすぐ出ればいいですが、もしそれがなんかごみか石ころがあった段階でぼつとずれた時に、押し出す時に前がですね、壁にぶつかるとかですね。そういった格好になる可能性も考えられます。そういうことの対処、それがまず1点ですね。それからこの移動観覧席を管理するのにですね、点検をするのに、入り口がですね、これ女子トイレにあるんですね。通常今の時代で女子トイレからそういった作業をするようなことはですね、普通考えられないですね常識的には。これをもっと、せめて男子トイレにするとか、事務室にするだとか、それから横から入れるような形にするだとかいうことを考えられてはどうかということをお願いをしたいと思います。そ

れから最後に、これ2階席からも立見席になってますけど、入れるようになってます。で観覧席が出ると時にはですね、その立ち見席がどういった形になるかわかりませんが、観覧席が出てると時には、その階段に沿って椅子に座れるような状態でありまして、安全でしょうけども、それが全部引っ込んでる時ですね、引っ込んでる時に、そこからドアが開いて、子どもなんかはぱっと出た時に、ストーンと高くなるとのわけですよ。そういった落下の危険がないかどうかということをお伺いをいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

まず1点目の移動観覧席の電動式で、椅子が観覧席が出てくるという部分でございました。当初下の部分ですね、収納した時には要するにすべてフロア一体式になるわけですが、その椅子が入っておるところは段のようになって高い位置になります。ただしそれは建物の中に入っておりますので、それを点検する場合両サイドにドアを付けております。そのドアの開閉によって点検をしていくという部分になるわけですし、椅子が電動で動き出すと、もうその両サイドのドアは開閉といいますか、鍵をされて全く出入りができないという状況になります。でないと椅子が出た段階で、その下が空洞になるという状況がありますので、子供たちが入ってきたりということは大変危険であるという分の中から、電動によって動き出せば両サイドのドアは施錠されるという形のものでございます。それから、ですからその今ドアの部分でのガイドラインという分があったわけですが、そのものは今それが無くても施行できるのではないかとということで、今検討をさせております。それから2番目の女子トイレという分でございますが、これは電氣的な配線といいますか、実際そのところに観覧席を動かす本体があるわけはございませんので、たまたまここを通路口として利用するという形のもんはあろうかと思いますが、実際ここに入って、中で点検をするというものは、この中ではつけないようにしております。それから3番目の2階席でございますが、観覧席が移動して出てまいります。そうすると上のところに小さい段ができます。たしかに段ができます。そこは椅子が並びます。通常はその前のところに柵がございまして、閉まった段階ではまさに議員おっしゃるように、真下にストーンと落ちるといことになりますので、その上には柵がしてございます。柵がしてあって出入口のところは施錠式になっております。ですから椅子が出てくれば、その施錠が外れて階段を下に降りていくというような形のものになっております。以上です。

●佐竹議長

1番。

●原議員

時間が押してますので一言でお答えください。女子トイレからは点検できる入口は、もう取ってしまうということでもよろしゅうございますか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

取ってしまうということではないんですが、通路としてはこの女子トイレの部分になる可能性はあろうかと思えます。ただ通常の場合、利用しておられる時にこの点検に入るということは極力避けたいというふうに思っております。ですから通路としての通り道としては残ろうかと思っております。

●佐竹議長

1番。

●原議員

今の時代ですね、女子トイレからそういった点検するための出入り口があるというのは常識としてないです。まだ変更が可能だとは思いますが、そこはですね、お考えいただきたいというふうに思えます。こういった設計委託に関わらずですね、公共事業そして物品の発注等々町内業者の方も本当に頑張っておられます。これからもですね、町内業者の第1優先にですね、利用すると受注をするよう配慮をされますようお願いをして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●佐竹議長

原議員の質問が終わりました。

通告4、3番・栗原議員。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

栗原でございます。通告をしております、観光事業の振興についてお尋ねをいたします。町内には中国山地の山々から流れ出る清流江の川など、豊かな自然が四季を彩り、来町される人の心を癒しています。本年4月より観光協会は役場定住推進課に移行し、観光協会の会長は町長が就任されたところであります。そこで観光イベント祭りの振興策、来場者数の状況と今後の課題についてお尋ねをいたします。観光客の誘致を促進する点では、町内で行われる各種イベントや祭りなどが、大きな要素になろうかと思えます。町内で行われます主なイベントと町の来場者数はどのくらいだったのかお聞きをいたします。それらの数字の分析から、今後の課題をどのように考えておられるかお伺いをいたします。また住民団体が独自に工夫を凝らしながら行っているイベントや祭りがたくさんあります。伝統的なものや新しく取り組んでいるものもあります。今後こうした住民団体への支援についてどのように考えておられるかお伺いをいたします。次に観光ルートと情報発信について、観光ルートの設定拡大と取り組みの状況についてお尋ねをいたします。松江自動車道路が開通し、国道54号線の沿線の商業施設に影響が出ているのはご承知のとおりと思えます。そして国道375号沿線にも少なからず影響が出ています。しかし国道375号は町を縦断する基幹道路です。三次市はすでに全線二車線化を表明し、工事も進んでいます。

三次市、大田間が全線二車線化になれば観光ルートの見直しも考えられます。町内の未着手になっている連坦地の改良について進捗状況をお聞きします。次に、道の駅375の振興策についてお尋ねをします。全国に約1000カ所の道の駅があり、各自治体は道の駅を観光事業の目玉ととらえ、地域の活性化に取り組んでいます。交通量が少ないからなどを理由に現状に甘んじることなく、全国には同じような地理、地形にありながら大きな成果を上げている施設はいくつもあります。立ち寄っていただける魅力ある施設も早急に考えるべきと思いますが、グリーンロード375の来場者数と今後の振興策についてお尋ねをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

栗原議員のお尋ねの1点目の町内で行われる主なイベント、祭りの来場者数とそれらの数字の分析から、今後の課題をどのように考えているかでございます。まず島根県観光振興課が毎年行っております島根県観光動態調査結果によりますと、町内の観光地への入込客の延べ数は、平成25年度は8万9727人で行いました。大雨による災害の影響でカヌー関係施設や温泉施設で減少いたしました。ゴールデンユートピアおおちへの来場者の伸びもあり、前年とほぼ変わらない入込客でございます。次にイベントや祭りの来場者でございますが、すべてにおいて把握をしているわけではございませんが、産業祭、文化祭、花火大会など、町や観光関連団体が行ったものの来場者数が約5,200人であり、そのほか各地域で実施されましたイベントや祭りなどに、相当数の参加があるものと思っております。当町には多くの観光客が訪れていただける観光地はありませんが、近年は大型観光施設や自然風景だけでなく、地域の魅力や人との触れ合いなども観光資源と考えられるようになる等、観光のとらえ方も多様化しており、旅行の形態も変化をしております。町内には、江の川や三江線、銀山街道、神楽などの地域資源があります。これらの資源を活用した着地型の観光を振興するとともに、発地側への情報の提供を積極的に行う必要があると考えております。次にお尋ねの2点目の国道375号の改良工事の進捗状況でございます。三次市役所への聞き取り調査では、三次管内の国道375号の改良につきましては、最終目標はトンネルを用いてバイパス形式で検討されておりますが、実行するには年数が伴うことから、現在は一部の県道を正規の構造ではない2車線化にするための工事が進められている状況であります。また美郷町管内の状況は湯抱バイパスが平成27年3月に完成する予定でございます。続きまして、湯抱から粕淵に向かう湯抱2工区が平成25年度より着手となっております。残りの粕淵連坦地内への区間は未計画となっております。その他長藤工区につきましては、本年度予備調査を実施して今後の計画について検討することとなっております。以上のように美郷町内の全長3万559メートル内の改良済みは2万5,846メートルで、改良率は89.1%であります。国道375号の早期の全線改良に向け引き続き関係機関に対し要望をしております。お尋ねの3点目でございます。

グリーンロード375の来場者数と今後の振興策でございます。美郷町希少林産物等展示販売施設いわゆるグリーンロード375号は、平成4年度に建設し平成6年5月に供用を開始しました道の駅グリーンロード及びまほろば産直市と一体となって利用されております。来場者数の推移でございますが、平成22年度が26,172人、平成23年度が23,279人、平成24年度が22,301人、平成25年度が22,494人となっております。全国には1000を超える道の駅があります。道の駅は道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と、地域の振興に寄与することを目的に、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能を有した施設として、全国各地に登録されており、近年農業、観光、福祉、防災、文化など、地域の個性魅力を生かした様々な取り組みが進められております。議員仰せのとおり、国道54号は中国横断自動車道尾道松江線の松江自動車道の全線開通の影響により交通量が半減し、道の駅やガソリンスタンドなど沿線の商業施設は大きな影響を受けておられます。そのような中、特に備北地域、雲南地域、飯南地域を中心に、中国山地の振興について関係機関で互いに連携しながら、情報共有調整を図られ活性化に取り組んでおられると聞いております。グリーンロード375号は、現在町の指定管理施設として株式会社グリーンロードだいわに管理、運営を委託しております。指定管理とともに活性化に向けて努力をしているところでございますが、今後も近隣の自治体の取り組みなどを参考にしながら、地域住民の皆様や関係する方々とともに、具体的な取り組みにつなげていく仕組みづくりを検討して参りたいと考えております。以上。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

平成26年度の観光協会の事業計画が出ております。これについてちょっとご質問をいたします。この中に石見神楽を活用した観光地づくり、プロモーションを行うとありますが、どのような計画があるのかお聞きをします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

担当課長からお答えをいたします。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

石見神楽を活用した観光づくり事業でございますけれども、現在町観光協会は広域的な取り組み、連携した取り組みといたしまして、石見観光振興協議会のメンバーといたしますか、に加入しております。これは事務局は島根県西部県民センターの商工労政事務所でございます。この事業計画の中に石見夜神楽毎日公演とかですね、それとか石見神楽出張上演ということがあります。で西部地方色々な神楽の取り組み、週末神楽でありますとか、

神楽に関する技術の向上の事業でありますとか、いろいろなものに取り組んで、まあ神楽が西部、石見地方の大きな観光の資源になっているというところからの発想でございます。そういった中で美郷町の観光協会におきましても、この石見神楽の夜神楽毎日公演と、それから出張上演、神楽出張上演の2つを観光協会の方で主催といいますか、県からの委託を受けた事業として取り組んでいくというところの計画でございます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今、課長の方より石見神楽定期公演のお話がありましたかが、これ6日間たしか公演をされたと思いますが、これ入場者の数はどの程度だったのでしょうか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

入場者数の実績ということでございます。平成25年度でございますけれども、先程申されましたように6回実施をいたしております。8月25日から31日までの6日間でございます。6回公演で延べ総鑑賞者総数といいますか、これが790名でございます。で1回あたりの平均は132名でございます。これは実施した自治体の中でも平均でございますと一番多かったというふうに聞いております。以上です。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今、6日間で790名。1日平均が132名ということで。これは大変な入場者、まあ短期間の公演ではございますが、大変な入場者数だと思います。ところでちょっと神楽のことで少しお聞きをいたしますが、近隣の市町村はある程度町村名を冠にした神楽大会を開催をしております。この町内にはそのようなものもないわけでございますが、まあこの会場に行きますと、どこの会場もこれは満員になります。もう大体千人以上ですかね、このぐらいの規模のものでも当然いっぱいになるわけなんです。町内にも神楽団がかなりにありまして、神楽も盛んであります。また子供の神楽も存在をしております。この神楽大会を町としての冠とした神楽大会を計画してみてもどうか。これは提案でございますが、一応提案と考えていただければというふうに思いますがどうでしょうか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

町村名を冠にした美郷町神楽大会という、まあ仮称ですけども、そういったものを開催を検討したらというご提案でございます。確かに近隣町村見ますと、そういった神楽大会数多くありまして、多くの観賞される方が来られています。入場料をとって開催をされ

ておるところが多いわけでございます。美郷町におきましてはそういうものはありませんけれども、今産業祭でございますが、その前夜祭としまして、商工会の青年部、女性部、青年部の方で産業祭、目玉的な産業祭の前日にやっておられます。これは個人的な考えになるかもしれませんが、そういった場をちょっと利用といいますか、まあ町の目玉の神楽大会というふうなものにできればというふうに検討はしたいというふうには考えているところでございますけれども、まあ商工会の方でやっておられますので、決定というわけではございませんが、そういったことも方法もありますので、また前向きな検討をさせていただければというふうに考えます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

現在行ってる神楽を利用して、何とかやってみたいということをお聞きをしました。この神楽団の存在は、これ現在若者定住の1つとなっております。またこの神楽大会を行うについて、今三江線の促進を図っています。神楽大会を日中開催するというので、この三江線を利用しての入場者を、当然考えることもできますので、是非ともまあできれば冠とした美郷町の大会を是非とも考えていただきたいというふうに思って、この質問を終えます。

続きまして、町内の住民団体が行っておりますイベントにつきまして、これ先程いろいろな町内の住民団体がやっているイベントこれたくさんあります。ですが中々時間もございませんので、1点ほどお聞きをいたします。伝統芸能と光の祭典というイベントがございます。この来場者数は年々増えまして、現在昨年が700名を超える来場者というふうに聞いております。もう今年の実施ということになりますと、もう1000名近い方が来場されるんじゃないかというふうに思っております。こうやって地域の住民がイベント開催をしていきますと、大きくなってきますとなかなか抱える問題も多くあります。例えばトイレの問題とか、あと駐車場の問題。こういうようなところがどうしてもこのものを実施をしていくというところで問題になってくるところでございますが、これ町の方の支援というのはどのような支援があるのかお聞きをいたします。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

トイレ、駐車場そういったところへの支援でございますけれども、まあ限ってという支援はしてございませんけれども、伝統芸能、光の祭典。まあいわゆる竹灯籠のことでございますけれども、例えば駐車場を道の駅なり、中学校あたりが広い、あの近辺では広いところがございます。でそういったところを利用していただいて、そこから当然1キロぐらいありますのでバスを出される、そういった支援、そういったものに係る経費の支援でございますとか、できる限りこのイベントはやるとか、やらないとかそういった線引きなか

なか難しいところがございますけれども、検討していきたいというふうに考えておりますし、観光協会の中でも、それらの支援が何かできればというふうな工夫をしたいというふうに思います。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

なかなかイベントを開催して行くうえで、住民の方がほんとに苦勞されております。観光協会の方も、観光協会といいますか、町の方もそのようなイベントに参加といいますか、どのようなイベントを実施してるか、そういうようなところしっかり把握をしていただいて、どういうところが問題になってるかとか、そういうところの話し合いの方に入ってもらえばというふうに思っております。続きまして観光ルートについてお聞きをいたします。これ以前、島根県の観光アドバイザーの方が話をされておりましたが、島根県の観光の戦略自体、これ松江中心であって泊りを当然松江になります。また周辺の観光をして、また松江を起点にして帰ると。このようにどうも島根県の戦略はなっておるようですが、これはそのような考え方になっておるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、定住推進課長。

●岡先定住推進課長

松江中心ということでは県の方で考え方ということは聞いたことがございません。やはり石見地方につきましても、去年はああして平成の大遷宮とか、そういったイベント的、大きなイベントは松江、出雲を中心にやっておられましたけれども、それらの波及も石見地方に影響を波及するような施策につきましても考えられておりましたので、そのように松江中心ということではないというふうに考えております。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

先ほど国道375号のルートの変更はならないだろうかということの質問をさせていただきました。これ先程三次市においても、これは2車線化はもう早々と新聞報道があつて、まあ先程工事はもう進んでるところもありますし、進んでない所もあるわけですが、もう報道で2車線をするんだというふうにもうしっかり宣伝といいますか、をされます。するとこの美郷町についてはまだまだ工事が進まず、先程連坦地の工事予定はどうかということをお聞きをしましたが、これについてはまだ全然ルートというものは決まってないということでございます。これは12月の議会でもちょっとお聞きをしたんですが、それ以来ぜんぜん状況が進んでないという考えであろうと思うんですが、これ言いましたように、大田市とこの三次を結ぶ、ちょうどその間に美郷町があるわけです。と大田市には石見銀山、これあの世界遺産。また三瓶山があります。こういうところのお客さんを何とか、この

375号線を使ってもらって往來をしてもらおう。まあ往來だけということではありませんが、とにかく通行してもらおうと、これはやはり町の方ももう少し早目にやはり宣言をしていくべきではないかというふうに思っております。もったいない路線だと思います。観光ルートの見直しについては、今二輪車がかかりこの375を通行しています。これにつきまして聞き取りをしますと、やっぱりあの景色が良いということを皆さんが言われます。ですから、そういう観点で見ますとやはりこれが2車線化になると、この通行が当然増えてくるわけですので、何とか早めにこの375号の改修を進めていただきたいというふうに思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

議員おっしゃるとおりでございます、375号の改良についてですね、いろいろ三次を起点といたしまして大田まで、関係の三次市、邑南町、美郷、大田市ですね。これがまあ同盟会ができております。この線の改良について国交省へ行きましたり、広島県の整備局の方へ行きましたり、毎年のようにですね、お願いをしておるところでございます。先ほど申し上げましたように、美郷関係ではですね、今先ほどの繰り返しになりますけれども湯抱バイパスですね、これが今開通が3月の末と申し上げましたけれども、できるだけ早くということもお願いをしておりますけれども、一応県央県土の方で3月末の開通だというお答えをいただいております。それから第2工区ですね、あそこの場所ではですね、みさとタイヤがありますけれども、その先から志君におります町道がありますけれども、そこから粕淵の町まで750メートルだったかと思っておりますけれども、これがまだ未採択になっておまして、これを強く要望しております。採択をしていただかないと計画が立てませんので、今ちょうど信号機が付いて、あそこで災害復旧がされておりますけれども、あの辺りからですね、粕淵の矢渡さんの近くまでが一応の予定となっておりますけれども、これも国交省にも早急にですね、取り組んでいただくように県或いは国へ要望しておるところでございます。まあ近くですね、375号が今議員おっしゃるように、三次もですね、2車線でくるということでございますけれども、まあ段々良くなればですね、三次からこっちへ江川沿いの沿線をですね。二輪車等も多くなりましたけれども、人を呼び込むには道路がまず大事であるということは十分認識しております。今しばらくですね、状況を見ながら進めて参りたいと思っております。以上です。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

国道375号につきましては、町としても近隣町村と一体となって進めていくということをお聞きしましたので、まあできるだけ早くこの375号が2車線化になりますよう要望をしまして、この質問は終わります。

続きまして、道の駅の振興策についてお聞きをします。先日といたしますか、グリーンロードだいわの株主総会がございまして、私もちょっと出席をしました。この中で25年度の収支報告がありました。で会社全体では10.7%の減の決算報告だったと思います。続いて26年度予算は前年度実績とほぼ同じ予算を案として出されました。前年度赤字決算で、その決算額をまた新年度予算で挙げるとするのは、やはり会社として考えますと、はたしてこういう、まあいろいろと聞いてますが、経営努力とかいうことも言われておりますが、はたしてそのようなやっぱり考え方で良いものか、あの周辺の当然住民も活性化を考えております。また今道の駅横にあります産直市。これは今まで週2日営業を、これはもう週3日にして、かなりここの経営も、経営といたしますか、売上も上がっておるような状態です。そういうように地域が一生懸命周辺をその周辺を活性化しようというような時点で、今年度の予算を見ますと、まあ前年度と同じ赤字決算のですか、それを予算として挙げられるというのは、これはどういうふうな、一応振興策をお聞きをしておるんで、まずその辺りをちょっとお聞きをしてからというふうに思います。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

株式会社グリーンロードだいわの23期事業計画の収支予算のことをございしますが、この間も株主総会等でも報告を申し上げましたが、収入は今年度予算一応は5,091万7,000円。それから支出が5,061万2,000円。営業収益は30万5,000円。一応黒字予算で予算を計上しております。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

今、26年度の事業計画のことをお聞きをしましたが、この中に町内の特産品、加工食品の販売及び地域活性化グループとの協賛イベントの開催ということなどによって売り上げを図りたいということが書いてありますが、今回のその予算を見ても、そういう例えば道の駅の単独でイベントをやられるというようなものは、全くこの中には見えないわけなんです。やはりある程度、今のように売り上げを上げていこうとかそういうことになると、やはりその施設でありますものを、ある程度資本でも投資をして、ある程度売上を上げていこうとか、そういうようなやっぱり努力も必要というふうに思いますが、この予算案の中にはちょっとなかなかそういうものが見えておりませんが、例えば道の駅の単独のイベントというようなものを考えておられるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

単独のイベントということではありませんが、8月13日には一応地域のグループと一

緒に道の駅の納涼祭も実施をしております。それから先程もお話がありましたように、加工グループなり、それからみさと産直市も新たにできましたので、やはり道の駅の施設と隣り合わせでありますので、そこら辺と教唆をしながら、産直市にも寄っていただき、それから道の駅の375にも寄っていただき、要はウインウインの関係になればという様に思っております。

●佐竹議長

3番議員に申し上げますが、残り時間がなくなっておりますので最後にしてください。

●栗原議員

それでは最後の質問をさせていただきます。ちょうど1年前の9月の議会で道の駅の活性化について一般質問をさせていただきました。道の駅はその地域の文化・名勝・特産物を活用したサービスを提供する場所であり、営業収支を考えるばかりの施設でないと思うという質問をさせていただきました。その質問に対して町長は都賀・長藤地域協議会へ決定通知をした美郷町地域自立促進特別事業の中で、法人化の計画があり地域と意見交換をしながら、今後の道の駅構想について検討したいというふうに回答されております。地域ではこれを受け事業の実施に向け、いろいろ協議を重ねながら進めています。その考え方は、今でもお変わりはないんでしょうかお聞きします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今、道の駅の一般質問についての答弁の話がございましたけれども、やはり考え方としては変わっておりません。以上でございます。

●佐竹議長

3番。

●栗原議員

もう時間も来ました。最後にこれはお答えは結構でございます。我々議員がこうやって一般質問をしまして、当然回答をいただけるわけでございますが、まあ中には、なかなか検討しますということで、すぐには進まない事業もあります。しかし先日町の事業でございますが、ウォーキングがございました。その時にある横断歩道を渡ったわけでございますが、これ同僚議員が確か、昨年12月議会で質問を、消えた横断歩道ということで質問をしたと思います。たまたまその場所を通ったわけでございますが、これはもう全く横断歩道の形態をなしておりませんでした。で質問がありましたのでちょっと見させてもらおうと、まあ早急に関係機関と協議して実施をしたいというふうに回答されておりました。ですが、未だにやはりそういった安全。安心・安全といいますが、そういうところの改善が進まないということは、これはちょっと議員の質問に対して、ちょっと少し失礼な部分があるのではないかなというふうに感じたところでございます。どうかこうやって質問をするわけでございますので、どうか真摯に回答いただいて、どうかできるものは早目に実現

をしたいふうに思っております。以上もちまして質問を終わります。

●佐竹議長

栗原議員の質問が終わりました。

ここで1時15分まで休憩をいたします。

(休憩 午前 12時 20分)

(再開 午後 1時 15分)

●佐竹議長

会議を再開いたします。

それでは質問を再開いたします。

通告5、8番・安田議員。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

それでは午後の1番目を、今回一般質問通告をいたしております4点について質問をいたしたいと思っております。

1点目は町職員不採用の訴訟についてであります。平成22年3月に条件つき採用とした者について、平成22年10月に不採用と決定し告知した後、相手方との電話、文章によるやり取りがあった後に、町の処分の取り消し、無効等を主張する訴訟が提起された。このことについては町民も非常に関心が高く、その後どうなっているか、町民の方々から何人も聞かれるというような状況であります。町と相手方は第1審の判決は町の完全勝訴、第2審は敗訴と伺っている。また町も第2審の判決を不服として、最高裁に上告するも不受理とのことでした。9月3日の全員協議会で説明があり、各議員から質問が出されましたが、誰一人納得したとは思っていません。まして町民の皆様は、今日までの経過と概要が知りたいと思っておりますので、今現在で、わかる範囲内で経過と概要を知らされる範囲で伺いたいと思っております。

2点目、Vジャパンの現時点での経過と概要についてであります。このことについては、今日までこの問題については一般質問で私自身もやっておりますけれども、何人もの議員が質問されてきたところであります。未だに解決に至っていません。この事業は、町の一般財源をもって取り組んできた事業であり、何が原因で頓挫しているのか再度伺います。

3点目、指定管理施設開発公社運営のゴールドンユートピアと及びカヌーの里についてであります。25年度の決算状況については、先般説明も受けたところであります。また26年度も、9月末をもって上半期が終わろうとしておりますけれども、8月までの運営状況はどうかお伺いをします。2点目、25年度より一般財団となり、赤字決算になつては大変なことだと思いますが、一般財団の場合は2年連続で赤字の場合は、財団でなくなるということもお聞きしておりますけれども、その点どうか伺います。

最後に4点目ですけれども、大和地区に飲料水の会社として進出した会社の状況につい

てお伺いをいたします。町が誘致した飲料水の会社の、現時点での状況及び今後の見通しはどうか併せて伺います。以上です。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員のご質問の町職員不採用訴訟について、今現在の経過と概要についてお尋ねでございます。本件は相手の個人の立場身分にかかわる訴訟であり、訴訟の中でも慎重に取り扱うべき情報、事柄が多くまた現在、相手と話し合い中でもあるため、先日全員協議会の場でご説明させていただいたところでもあります。ご質問でも知らせられる範囲でといただいておりますので、ご説明に当たっても差し控えざるを得ない部分があること、ご理解とご容赦をいただきたく存じます。1つ目に訴訟の概要について申し上げます。本件は、障害者対象の職員募集を行い、臨時職員の勤務条件で条件附採用、いわゆる試験採用をして6カ月間勤務状況などを見て、正式採用の判断をする試験方法で、22年3月1日に採用し、その勤務状況等に正式採用するための能力などの実証が得られない等の特別な事情があったため、8月31日までであった試用期間を延長することを相手に告げ、9月以降の延長後の勤務状況なども踏まえ、22年10月に不採用を決定して告げ、10月28日付けで通知をしたものです。このことにつきましては、相手方との質疑応答などのやりとりがあった後に、町の不採用の処分の取り消し無効等を主張する訴訟が提起されたものであります。2つ目に、訴訟の経緯について申し上げます。第1審としましては、平成23年4月13日に松江地方裁判所に訴訟が提起され、同年5月17日に町へ訴状が届き、町として応訴することといたしました。この後約1年7カ月の期間、合計11回の過程を経て平成24年12月17日に判決があり、町の主張を認め相手の請求を却下する判決となりました。その後に相手方が広島高等裁判所松江支部へ平成24年12月25日に控訴され、第2審となりました。その後控訴後約1年2カ月を経て、平成26年1月22日に2審の判決があり、町の手続面について1審の判断を覆し相手の請求を認めるものとなりました。この判決を受け、その内容について弁護士と精査協議をした結果、最高裁の原告等の法的なハードルは高いことはありますが、第二審の判決に不服があり、最高裁の判断を求めると判断して原告等を行うこととしました。そして26年2月3日付で原告状と原告受理申立書を提出し、26年3月議会で原告の提起の専決の処分の承認を経て、3月28日付けで原告理由書と原告受理申立て理由書を提出しました。この後審理が最高裁第3小法廷に移った旨の連絡を受け、同年6月10日付けで最高裁判所による原告を棄却する、原告審として受理しないとの決定があり、翌日に町に連絡があったところです。訴訟期間は、第1審で半年程度、第2審も2回程度という想定であり、ここまで長期間になるということは想定できるものではありませんでした。これだけ長い期間で多くの回数があったこと、第1審と第2審で判断が分かれたことなど、難しい裁判であったということだと考えております。3つ目は、判決などの概要についてご説明します。第1審においては

町が不採用と判断した妥当性、試用期間の延長を告げた事実の証拠能力などの延長手続などに関する事実関係、法律関係など町の主張をほぼ全面的に認め、相手の請求を却下するものでありました。第2審では町が不採用と判断した事実関係は認めつつも、第1審で認められた試用期間の延長にあたっての証拠能力について弱さが指摘され、具体的な期間を示さず口頭だけで告知した試用期間延長は無効と判断され、試用期間中を前提とした免職処分は違法で、相手方は正規職員となっていたという結果とされました。この判決は町の手続面に対し、1審の判断を覆し、1審と2審で判断が異なるものとなりました。最高裁では高裁判決に対する上告等のハードルが高いのは事実であり、上告等は法の定める事由にあらず、事実誤認又は単なる法令違反を主張するものとして棄却等の決定がされ、第2審の判決が確定したものであります。4つ目に、現在の状況であります。現在相手方とは両者の弁護士を通じながらの協議交渉をしており、関係機関等の調整も進めております。両者とも検討、調整があつて期間を要します。町としましては第1審と第2審に判断が分かれたことに対し、法の間による最終判断を求めるべく上告等を行ったものであります。最高裁の決定がなされた以上、その結果は結果として真摯に受けとめ対応しているところであります。以上。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

通告にも申し上げておりますように、先ほど最後に答弁の中でありましたように、現在です。町と相手側の弁護士さんを通じてです。まだ交渉中ということですので、これ以上問うのはこの問題についてはいたしません。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

Vジャパンのその後の経過についてでございますが、平成24年9月定例議会全員協議会、更には平成25年9月定例議会におきまして、安田議員の一般質問でお答えをいたしましたように、平成23年7月に有限会社Vジャパンウッドが破産し、その製造機械等を引き継がれた石見ペレタは、再稼働するには電気等の諸々の設備を整えなければ、稼働に至らない現状であることから断念をされました。町として、木質ペレット製造開始までの間、機械のメンテナンス等を適切な管理をお願いをしていたところです。その後今年の4月に所有者であります石見ペレタより、ペレット製造機械を第三者に売却することとしたとの連絡が町にありました。これを受け検討の結果、美郷町地域新エネルギービジョンに即して公共施設等にペレットストーブを設置していることから、木質ペレットの町内製造するために、ペレット製造関係機械一式を取得することとし、6月の補正予算をへて現在町の所有となっております。取得にあたっては、試運転を行った結果、ペレットの最終工程となるペレタイザーが現在十分能力を発揮していないことから、契約者であります島根電

工株式会社に対しまして、ペレタイザーを無償で交換していただくよう交渉を行っているところであります。今後電線が撤去されていることから、町において電気設備を復旧していろいろな方面から木質ペレットの町内製造再開に向けて検討してまいりたいと考えております。以上。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今、ご答弁をいただいたわけですが、こういう状況になった原因と言いますか、頓挫して今日に至った経緯をお聞きしたわけですが、一番なぜこういうことになったかということですね、私は私なりにちょっと意見を申しさせて頂きたいんですけど、実はこれ当初計画で予算等もその当時3000万という総事業費が、3000万ということですね、予算が挙がってきて、その内3分の1は個人企業であるので、バイオマス、どういいますか国のですね、そのバイオマス燃料事業で実施するという説明があったわけですが、その内の3分の1は国の補助でという、また町として3分の1、あとの3分の1は企業の方で搾取されて、全体事業費が3000万ということで始まったと思うわけですが、いずれにしても一番の頓挫した理由と言いますか、まあ一口に言えばその年度末になってですね、業者を指定し、その方にまあお願いして、やりやりのというのが一番の大きな原因ではないかなというように、今思ってるわけであります。まあ期間がなかったのも、まあ見切り発車というような状況で発車したのではないかなと。また途中でですね、先ほど言いましたように国の事業を使ってやるというのが、いつの間にかやら町単だけになったと言う事等もあってですね、まあその間今町長が言われましたように、いろいろな経緯があったわけですが、やはりこれで今町長の説明ではですね、このペレットはやるんだということですが、それは事業主体等は、主体と言いますか、町がやるんですか。それともどなたかに委託してやるわけですか。そこらをちょっとはつきりお願いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

このことにつきましてはですね、担当課から説明をさせていただきます。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

製造する者ということでございます。先程町長からの答弁がありましたように、ペレタイザーが今現在十分能力を発揮をしておりませんので、この交換を無償でしてくれということで、島根電工の方にお話をし、まあ概ね交換には応じていただけるものと思っております。それから先程言いましたように、一応電気の設備が撤去されておりますので、そ

の撤去をしまあ再開をするわけでありますが、この再開に当たっているんなことをちょっと考えていかなければならないというふうに思っております。地域おこし協力隊でもそのようなことをやってみたいという方もおられるやに聞いておりますし、それから開発公社のカヌーの里の冬場のちょっと端境期に、またペレットを作っていただきたいというような話もしておるところでございますが、こうしてやっぱり電気工事をきちっといたしますと、ある程度製造していく必要があろうと思っておりますので、製造される方をこれからまた選定をして参りたいというふうに思っております。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

まあ今ペレタイザー等については島根電工さんにですね、無償で交換をとというようなことで、まあ概ね了解が得られておるといような答弁でございましたけども、まあいずれにしても今日まで、当初からいえばですね、一般財源がかなり注ぎ込まれているわけでありまして。まあこのペレットについては、実際これが稼働してうまくいくんだということで、既にそういう施設等もあれですし、公共施設等には今のペレットのストーブ等も入って、個人的にもやられてる方もおるわけですので、まあ最初の轍を踏まないようにですね、ひとつ慎重に、今協力隊ですか、の方等もやりたいといようなこともあるようですけども、しっかりですね、今日までのあれをしっかり反省してですね、事にあたっていただきたいなというように思います。あわせてですね、今後あの当時は新規事業として取り組んだわけですけども、先程も言いましたように、見切り発車といような感じもしたわけでした、そこへ至るまでにですね、十分町担当課なりですね、十分検討していただいて、その上で取り組んでいただきたいと思うわけでありまして。まあ今後でもですね、この事業だけに限らず新規事業については議会の方としても、今申し合わせておりますように、まあ委員会なり全協といような場でですね、事前に協議してお話をしていただいて、こういうことが二度と起こらないようにですね、十分条件整備して取りかかるということが大切なことだと思っておりますので、この点についてもう一言ですね、ご答弁をお願いしたいと思います。

●佐竹議長

番外、企画財政課長。

●三上企画財政課長

安田議員おっしゃることもっともでございます。私もそのように思っております。そういうことがないように全力を尽くして参りたいと思います。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

はい、今後このようなことがないようにという課長の答弁でございましたけども、ひとつ二度とこういうことはないようにですね、繰り返さないようにしっかり執行部の方も取

り組んでいただきたいなというように思います。2番目については以上で終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

ゴールドエンユートピア及びカヌーの里についての質問でございますけれども、最初に平成25年度の決算状況についてでございます。収支決算は、先般平成25年度一般財団法人美郷町開発公社事業実績、及び決算平成26年度事業計画及び予算について報告をしましたように、カヌーの里おおちは121万6,030円の黒字、ゴールドエンユートピアおおちは589万6,359円の赤字、法人会計は120万1,809円の赤字となり、収支全体では580万2,137円の赤字決算となりました。これに開発公社所有の土地等の正味財産を加えた平成25年度末の正味財産期末残高、いわゆる純資産額は659万2,276円となりました。次に平成26年8月までの運営状況についてでございます。まずカヌーの里ですが、7月8月の台風や長雨により、カヌーキャンプトレーラーハウスの予約で約160万円のキャンセルが発生し、前年度より110万円の減額となっております。今後は、天候による不安定要素はありますが、より利益の高いトレーラーハウスで売り上げを目指し、ネット代理店を利用して販売促進に努めてまいります。ゴールドエンユートピアについてでございます。特に利益率の高い四季の杜につきましては、売上げ目標を前年度比で350万円増の1,700万円と設定し、団体客としては学校のテニス合宿の誘致を行い、個人客としてはネット代理店じゃらんにて広告宣伝を集中し、入り込み客の増加を図っており、8月までの客数は約1,800人と昨年並みでしたが、売上げ額は880万円と前年同期に比べて240万円、40%増収という好調な滑り出しであります。これは高い単価設定をしている週末のお客様が多かったことによる効果と思われる。またユートピア施設の利用状況については、概ね前年度並みの約550万円であります。周辺の人口減少により黒字にするには難しいところではありますが、付加価値の高い水中運動会員を増やすことで、施設利用全体のマイナスを補っていきたいと思っております。その外の事業につきましては概ね昨年並みで推移しています。今後とも前年度より収益が向上するよう担当事務局、支配人はもとより、従業員全員で努力をしております。次に公益法人制度改革に伴い、美郷町におきましても、財団法人美郷町開発公社から一般財団法人美郷町開発公社に平成25年3月19日、移行認可されました。一般財団法人は設立時と同様純資産額が300万円を下回る状態となった場合には、解散することとされております。ただし不測の事態の場合なども考慮し、単年度の決算で300万円を下回った場合に、直ちに解散となるものではなく、2期連続で300万円を下回った場合に解散することとされています。先ほども申しましたとおり、平成25年度収支決算では588万円余りの赤字となりましたが、土地などの財産を加えた純資産額は660万円余となっております。この額が2期連続して300万円を下回らないよう、一層の経営努力をしております。以上。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

この公社運営のゴールデンユートピアとカヌーの里についてですね、25年度今町長さんが申されましたように、カヌーの里の方では588万ぐらいの赤字。カヌーの里の方では黒字ということでありましたけども、1番心配しておるのは、ああやって3年、3年前ですか、新しい支配人さんを迎えてですね、新たにこの運営が出発したわけですけども、まあ当初私自身も公社の理事をしておったので、中身のある程度わかってるわけですけども、まあ非常に職員との、どういいますか、コミュニケーションがしっかりとれずにですね、ゴタゴタがあって、まあ従業員も辞めたいりというような実態も、実はあったわけですね、まあそういう中で、今も25年度の決算と26年度の8月末までの状況をお聞きしたわけですけども、まあ昨年も400万以上の赤字、昨年、すみません。昨年は今の588万ですか。その前も赤字がずっと続いているわけですね、その当時の支配人の言葉をお借りしますと、そがぁに簡単に赤字解消ができるもんじゃないと。3年は絶対かかると。3年目には絶対黒字にしてみせるというような豪語をされておったと思うんですけども、まあ2年目にして多少減るのかなと思っておりましたけども、現実には24年度よりはまた増えたというのが実体ではないかと思えます。まあそういう中で今財産等ですか。6百なんぼですかね、今言われましたけども、まあそれがなくなれ、また赤字。赤字で先程もありましたけど、2年連続ですね、純資産額300万円以下が2年続けば一般財団でなくなるということも言われましたけども、まさにそういうことですね、危惧を、また今年度26年度も赤字になるのではないかなというような危惧を持っておるわけです。そういうことでやはり一番大事なことは、結構トラブルが一般の住民の方々と、利用者との間にあるやにも聞いておりますし、この25年度決算の文書的な、あれを見ましてもいろんなことを取り組んでですね、赤字を少しでも減らすというあれは伺いますけれども、なかなかその方向にいつてないんじゃないかと、まあ先程26年の8月末までのあれでは増の、四季の杜が増だということも言われましたけども、まあ諸経費の方がですね、かなりかさんでいると。特に25年度の決算見ますとどういいますか、広告宣伝費等についてはですね、かなりの金額が出ています。それが1つは功を奏して良くなった部分もあるかもわかりませんが、次に大きいのはやっぱり光熱水費等々についてもですね、かなり予算に対してですね、決算が増えておるような状況もあります。ここらについては今年度、26年度も同じような、あれが予算的に挙がるのではないかなというような気がしておりますけれども、まあいずれにしても支配人がですね、やっぱりトップでありますから、まずは従業員とのコミュニケーションとどういいますか、信頼関係、これが一番大事なことであり、そこらがしっかりしとればおのずと成績も上がってくると思うわけですけども、そこらについてですね、まあ私が聞いた範囲内では未だにですね、出勤が10時、11時だというようなことも聞いてます支配人の。それから挨拶もなかなかされないという苦情も耳にしております。そういうことではですね、やっぱりカヌーの里なりゴールデンユートピア

の全体が、まあ印象が悪くなるわけですし、未だに10時・11時出勤。これはどなたかが認めていただいているというような発言も本人からもありましたけども、これではですね、職員・従業員がですね、うまくコミュニケーションなり一体となってこの両方の運営にあたる上でですね、一番の支障じゃないかというように思ってますけれども、そこらの点はひとつどうなんでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員のご指摘について私も耳にいたしております。まあ今お話しのようにですね、この出勤時間或いは挨拶等についてはまた私の方から再度ですね、そのことを伝えて是正をしていただくよう話をしたいと思っております。非常に今お話しいただいたわけでありましてけれども、かなり決算的にも厳しい状況が続いておるのが事実でございます。特にまたそれに輪をかけるように、この夏の長雨、天候不良等も影響したものでございますけれども、全職員挙げてですね、改善になるよう私の方からも申し上げたいと思っております。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今、町長さんの方から開発公社のトップでもありますし、私は理事をおりましたんで、あれなんですけども、1つ今町長さんの方からそういうお言葉をいただきましたんで、本当に厳しくですね、言っていただいて、やはり職員が一丸となってしっかりコミュニケーションが図られてですね、うまくいくように是非お願いをいたしたいと思います。これで3番目の質問を終わります。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

安田議員のご質問の大和地区飲料水会社の状況についてでございますが、昨年から販売先の契約について数社に交渉を行ってりましたが、契約の締結には至っておりません。現在雇用者は2名で、稼働時に支障が出ないように、設置した機械のメンテナンスを毎日行っております。引き続き契約先の確保に向けて努力をされているところでして、定期的に連絡をとりながら状況を伺っているところでもございます。最新の情報では業務提携先を探し再開できるよう話を進めているようですが、内容の詳細はまだ定まっていないところでございます。以上。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

今2名の職員を置いてですね、機械等のメンテナンスをしながら業務提携していただく

ところをしっかりと探しておるんだということでございましたけども、まあこれも町はこの誘致についてはしっかり関わってこられたことだと思うんですけども、金銭的にはですね、国の雇用促進の資金を使われて、それが予算的にはですね、町の予算であれしてトンネルで向こうへ出ていっとるということもお聞きしとるわけですけども、我々も議会の方で視察にも行かせてもらいました。まああの機械自体は中国製だということもお聞き、その時に説明を受けたりしたわけですけども、まあその後ですね、かなりな本数をどこどこへ出すんだというような、大きなあれを聞いたわけですけども、その後なんかプツッと糸の糸が切れたような状態ではないかと思うんですけども、なんか会社名もなんか変わったように聞いたんですけども、正式な名称がどういう具合に変わったんでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

この会社の関係につきましては、担当課から課長から説明をします。

●佐竹議長

番外、産業振興課長。

●烏田産業振興課長

会社名については今変わっているというふうには伺っておりません。

●佐竹議長

8番。

●安田議員

まあある方から会社名がどうも変わったみたいだって聞いたもので、今ちょっとお聞きしたんですけども、まあ会社名はともかくですね、せつかく町が誘致に関してはですね、しっかり関わってきた会社であります。そういう中で会社ができたけどもどういいますか、物が作れないというような状況ではですね、何のために誘致したのかわからんわけですし、先程のVジャパンじゃないですけども、やはりこれは誘致の関係ですけども、その誘致にあってですね、やはりしっかり下調べをしてやらないと、こういう結果になるということが出てきたんじゃないかというように思います。金銭的な部分についてはあれですけども、国の先程いいましたように、国の雇用促進の資金で、それがトンネルで、従業員といいますか、の方に渡っておるといことのようにですけども、まあ銭金じゃなしにですね、やはり町は関わって企業誘致したのは間違いないことだと思いますんで、これらについてですね、やはり慎重には慎重を期してですね。やっただかかないと、また二の舞になるというような結果にもなりかねませんので、まあことすら新しい事業といいますか、事に飛びつくのはいいですけども、やはり町の財政のこともあるわけですけども、慎重にですね、ひとつ取り組んでいただかないと、せつかく鳴り物入りで水の会社が入って来たんだということで、特に大和地区の皆さんについてはですね、雇用等の関係もですね、非常に期待をされたんじゃないかというようにも思いますし、そういう点ではですね、今

先程の説明では2名の方がおられて、機械のメンテナンスにあたっておられると言うことですが、当たり前には操業していればですね、もっともっと雇用されてですね、地域の人もですね、大変喜ばれた事業じゃなかったかなというように、まだ終わってはいないわけですが、今後ですね稼働することをですね、願っております。そういう意味ではですね、やはり町の方も物事を進める上でですね、なおさら慎重にですね。やっていただきたいことを重ねてお願いしてですね質問を終わります。

●佐竹議長

安田議員の質問が終わりました。

通告6、6番・山本議員。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

通告しておりました1点についてお尋ねをいたします。今年の夏は異常気象の影響なのか、雨の多い寒い夏になりました。9月になって気象庁の発表によりますと、8月の日本の平均気温は平均より0.3度低く、2003年以来の冷夏であったようです。また8月の日照時間は平年の30%から40%しかなかったようで、今年の米の出来は悪いとの声も聞いております。更に雨量も多く、8月の雨量は中国地方で平均の2.8倍で歴代3位とのことでもあります。こうした中で、8月20日に、未明にはこの異常気象により、広島で未曾有の大雨で大規模な土砂災害が発生し、多くの人命が失われました。土砂災害が発生した所の地質は、花崗岩の風化した地域であると報道されております。町内にも似たような地質の箇所は多く存在していると思います。1カ月の雨量が1日で降るような異常気象が全国で発生をしております。気象庁では異常気象を過去に経験した現象から大きく外れた現象で、人が一生の間にまれにしか経験できない現象と定義しているようでもあります。このように土石流の発生記録がないところでも、これまでに経験したことないような大雨が降った場合、大災害が予想されると思います。今年は異常気象でありますし、これからも台風を含めて大雨が降ることは想定しておくべきと考えます。広島土砂災害で学ぶべきものは多くあると思いますが、防災計画の見直しや対策は検討されましたか。されたのなら、その結果をどのように住民に周知されるのか、お尋ねをいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

山本議員の広島土砂災害で学ぶべきものはと題してご質問をいただいておりますが、まさに今年の夏は異常気象で、8月は毎日のように雨の多い肌寒い日が続き、いつの間にか秋の訪れを感じております。議員ご指摘のとおり、地質につきましては美郷町内でも花崗岩地形は分布いたしております。この度の広島土砂災害につきましては、甚大なる被害が発生し多くの方々が亡くなられ、今も行方不明者の捜索が続いており、土砂災害の恐ろし

さを肝に銘じているところでもあります。亡くなられました方々のご冥福と被災地の皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。議員仰せのとおり、学ぶべき課題はたくさんありますが、昨年の伊豆大島での災害は台風の影響による大雨で土石流が発生しましたが、この度の広島土砂災害は、日本中どこでも起こりうる局地的な集中豪雨であると思われ知らされました。地球の温暖化により海面温度が上昇し、水蒸気が大量に発生して雨の降りやすい状況を生みだしたことによる、この度の土砂災害を引き起こした要因であるとも言われており、今後こうした集中豪雨の状況は、頻度を増す恐れがあるものと思っております。自然現象での恐ろしさやいつ我が身に降りかかるのか改めて防災意識を再認識いたしたところでもございます。議員お尋ねの防災計画の見直しと対策についてのご質問でございますが、本年6月25日の美郷町防災会議の席上で、本町の防災計画の改定について提案をさせていただきました。今年の主な計画内容の改定は、先ほど伊豆大島の災害や東日本大震災での課題を整理した昨年の災害対策基本法の改正を受け、6つの重要な事項を見直してその対策を掲げております。広島県土砂災害では避難勧告等の発令や土砂災害警戒区域の位置づけが、報道などでクローズアップされております。避難勧告をはじめとする防災情報の発令については、この度避難勧告等の判断伝達マニュアルとして、土砂災害警戒情報など各種気象警報及び警戒情報における判断基準を設定、さらにどのような避難等情報をどういった伝達手段をもって円滑に発令することを明確に画一化して運用することとしました。災害応急対応、特に人命救助には一刻の猶予も許さない中での早急な判断を求められる場面で、空振りを恐れずに避難勧告にかかるマニュアルを運用して、住民の皆さんに的確な避難勧告などの伝達を図っていきたくと考えております。土砂災害警戒区域については、本町では1,607カ所が既に全域で指定されております。非常に多くの箇所が指定されている状況下で、住宅もさることながら安全であるべき避難場所などが土砂災害警戒区域内等に存在していることが憂慮されます。このことからこれまで地域防災計画では屋内65カ所の避難場所を指定しておりましたが、土砂災害や浸水災害の要因をはじめ地域バランスを考慮した上で、施設の収容人員、避難する道路の状況、災害時の非常通信設備状況、今後の避難場所並びに避難所としての機能整備の可能性など勘案して、18カ所に指定を絞り込みました。また指定したいずれの避難場所も混乱する初動時の開設には、地域担当制を活用した職員配置をすることを取り決めております。学ぶこととして改めて認識を高めた事項としては、避難行動のあり方です。これまでの避難訓練においては指定された避難場所にいかに迅速に移動できるかを訓練してきた傾向がありますが、この度のような夜間におけるゲリラ豪雨といった状況では、訓練が生かされないこととなります。命を守るための行動として、自宅内での安全な場所への移動も避難行動の1つとして、避難誘導の際には伝達していくことが必要と学びました。また普段から防災減災につながる情報などをわかりやすく、住民の皆さんに周知お伝えすることへの重要性を痛感しました。土砂災害警戒区域については、区域設定された際に島根県と合同で住民説明会を開催、土砂災害の脅威や住宅への被害想定をお話ししており、それぞれの皆さんが認知しているも

のと確信をしておりますが、数年経過する中でそれらは薄らいでいくことが懸念しております。こうしたこともあり、地域防災計画についての見直し内容や取り組みの方針は、先の防災会議にて委員にご了解いただき、ホームページへ全編掲載しております。また地域防災計画の改正点を織り込みながら、6つの重要な事項を広報誌で特集として、自分のため避難について知識を身につけましょうをテーマとした、災害時の避難について、8月号より取り組んできており、6回シリーズで掲載し、周知に取り組んでおります。今年度はハザードマップも改定したく、新たな災害情報や必要な災害危険箇所を修正追記して、全戸配布する予定としております。連合自治会単位ではこれまで5カ所において役員会や各種イベントなどで時間をいただき、避難全般の町方針を説明させていただき、併せて様々な貴重な意見も伺ってきており、残りの連合自治会も随時実施したいと考えております。ただこれらの周知でも十分ではないものと受けとめており、民生委員さんや消防団、教育の場面など様々な方面角度から、避難というキーワードにおいて防災減災への取り組みを進めてまいる所存でございます。以上。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

私は去年もこの時期に、8月の豪雨を受けて質問をさせていただきました。しかしながら、この災害はまた同じように繰り返しますし、さらに輪をかけて大きくなっていくような感じがしまして、今回もまたこの異常気象に対してですね、やはりもう少し踏み込んで、しっかり対処しておくべきだということを申し上げるために、今回この問題を取り上げてあえて発言をさせていただこうということでもあります。多少細かい質問になるかと思いますが、よろしく願いをいたします。まず最初にですね、その危険地域は先程ありましたように警戒区域が千幾らということではありますが、この中に特別警戒区域はあるのでしょうか、ないのでしょうか。このあたりを伺います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

非常に今議員おっしゃいますようにですね、この町内にもいろいろな区域がございますけれども、特別区域等につきましては担当課から説明をいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

特別地域という指定はございませんが、この1,067カ所の地域につきましては、急傾斜が556カ所。それから土石流の関係が511カ所。計1,067カ所が現在指定をしてあるというところでございます。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

この前の広島の大災害では、この警戒区域の指定も含めて、危険なところは特別警戒区域になると、よりその迅速な警報、避難指示等が出る体制を取らざるを得ないというような状況になるわけで、でそうしますとですね、ここは地価が下がるというような反面もあって、なかなか地元の協力は得られないということもあって、あそこは躊躇しておったところに災害が来たというふうな報道も聞いております。で従ってですね、うちの場合は特別警戒区域に該当するような箇所は全く無いと認識されておるのかどうかということをもう少しお聞きしたいと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

全くないということにはならないというふうには思っております。現に実はこの現在ハザードマップに載っておるこの1,067カ所のマップではございますが、実は先般の去年の大災害で、林道上山線の土砂災害がございました。こういった箇所については全く入っていないというような状況もございます。そうしたような分の中で、なかなか場所の選定ということになりますと、難しい部分もあるうとは思いますが、実のことを言いますと、この全地区を点検をしたとという部分に至っておりませんので、そこら辺りは今後やはり現地の方を1つずつ見ていくものではないかなというふうに思っております。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

まああれからの話ですんで大変だろうと思いますが、もう1つお聞きします。あそこはいわゆる真砂土の、広島の大災害ですね。真砂土の地域の土石流ということでもあります。町内に土石流は、先程の町長答弁にありましたように数多くあるということですが、どのあたり等含めてですね、まあかなり大ざっぱでいいですが、お知らせをしていただきたいと思っております。去年の8月に九日市であった土石流、空き家ではありましたが、民家の中に土砂が流れ、1反以上の田んぼがつぶれるという状況がありました。これはまさに真砂土の土石流だったというふうに私は認識しておるところです。ああいうところがは、何カ所も小さい谷がいっぱいあるというふうに思います。この辺りについて、ちょっと範囲大ざっぱでよろしゅうございますので、お知らせをいただきたいと。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

はい、この花崗岩。まさに通常真砂土の地帯ということになりますと、典型的な部分でいきますと、例えば比之宮地域へ、大和大橋から上にあがっていく途中の正面のところか

崩壊をいたしました。これもまさに花崗岩であろうという部分。それからずっと上がってきます。ずうっと花崗岩地帯であるという部分、まさに、えー何線でしたか。新しい道路からの、今回道路がきれいになりましたが、そこら辺りの昔真砂を取っておった跡地なんかは、もうまさに典型的な部分であるではなかろうかというに思っております。それから比之宮の交流センターの裏手、今回の急傾斜、昨年から急傾斜工事をやっておりますが、そうしたところも当然のごとく花崗岩であるというふうに認識をいたしております。そうした目で見ても確認ができるという部分につきましては、今の和歌山県にもございます。比之宮地域にもございます。それから沢谷地域、町長がおりますこのたび開通しました酒谷の番所跡の前の山も正に真砂土であるというふうに見ております。そうした分で行きますと、その地形的なものというのは、ずうっと沢谷、粕淵にかけて、そうした地形が繋がっておるとい部分でございます。それからさらには君谷、志君におきましては、まさに真砂土を採取する山もございしますので、なおさらのごとく、そうした地形になっておるとい部分でございます。それからあと若干、君谷の栢谷方面に行きますと表土は黒木ではあるんですが、あそこは少し地形が変わっておりまして、瓦土という土の層もあるという分ではありますが、ここは少しちょっと違うのかなというふうに思っております。そうした分の中で、通常に見える真砂土の山というのが、殆どこの美郷町の中にも分布をしておるといところでございます。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

いっぱい聞きたいことがありますので、簡潔にひとつお答えをいただきたいと思っております。で今周知は、その場所についてはかなり周知をされたいと思っております。私もネットに調べてみましたら、町内ほとんどが真砂土といいますが、その花崗岩の地形であります。君谷の一部を除いてほとんどそういう状況になっているということで、いつどこで土石流が起こってもおかしくないという状況です。で先ほど多少答弁の中にもありましたように、1つは今回の大きな問題は、この避難勧告。避難指示が遅れたというのが原因のようにも報道されております。でこの問題はですね、この災害異常気象であるという、この情報収集、避難勧告の発令、この体制と6月に防災会議で新しくやったということですが、8月のこの広島県の災害を受けて、その後具体的な検討をされたのか、されていないのかお聞きします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

8月20日の広島県の土砂災害、かなり全国規模での新聞・テレビそうしたもので、おそらく全国の皆さん方がこの土砂災害というものの恐ろしさを目の当たりにされておるのではないかなというふうに思っております。まあ実は結論から言いますと、8月20日のその土砂災害を受けて、じゃあこれをしましようという実際に行動をした部分というのはご

ございませんと言った方がいいと思います。ただこの8月20日ですが、それ前後でございますが、実はこの美郷の中でも、これは7月の末でございましたが、大雨が出ました。これはまた警報が出ておりませんでした。地元の方から自主避難をしたいということで、これはまさに勇気ある行動であったなというのが、8月20日のこの土砂災害を見て、その時に言われた。これは7月30日の出来事ではございましたが、まさにこれは勇気のある自主避難だったなとていうのを、まさにつくづく感じさせていただいたというのが1点でございます。それから先般の9月6日でございますが、これも一時に大変激しい雨が降りました。すごく雨が降ったわけですが、実はその酷い時はまだ大雨注意報という分でございます。そうはいいながら、余りにも雨量がひどいものですので、総務課といたしましては出勤させていただいて、やがて実は警報が出たというような状況もございまして、役場でいう第一次体制という形で体制を整えておるといような状況でございます。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

今申しましたように私の質問に答えてください。あったかなかったかというのは、ないという判断でよろしいですね。私がなぜそういうことを言ったのかは、だから広島の実情に学んでほしいから言っとるんですよ。あの災害を受けて、担当者が何もしないというのはおかしいと思うんです。6月のマニュアルをつくったにも関わらず、それがまず、まずいところが絶対にあるはずなんです。そこをどうしたかということが、私は聞きたかったわけです。今回やってないということですので、残念ながら、もう少し突っ込んでお尋ねをしたいと思いますが、それ先程第一次体制は9月6日にとったということですが、これ通常勤務以外の時、また休日の時の災害体制の取り方。確かに何人いればきちっとした情報収集ができて、何人いれば周知ができるとか、判断ができるとか、そういう人数というのはそのマニュアルの中に決まっているんでしょうか。職員が確実にその時間に集まれる保証はあるんでしょうか。そのあたりをもう少し聞きたいと思います。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

例えば大雨警報ですね、大雨警報が出た際にはまず役場へ総務課担当は必ず集合をいたしております。警報が出た際には必ず出ております。そして、警報が出ておりますので、役場の方で体制、まあ役場の体制でいいですが、第一次体制ということで、これは総務課。それから定住推進課、それから企画財政課の課長さん方がまず出ていただきます。です。そこでいきますと5名の体制というのが、第一次体制でございます。ただこの体制も一次体制もそればかりでなし、順繰りとローテーションをするような形にしておりますので、5名ないし6名というような人数の時もでございます。ですが最低でも5名の職員は待機をしておるとい部分でございます。それに状況によりましては、余りの豪雨といいま

しょうか、雨量がひどくなれば、まあ先般の雨なんかでも、町長さんも事前に出ているという部分がございます。それから副町長もそうでございます。そういったような形で集合するような形をとっております。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

前回の広島状況ではですね、まあこれも皆報道ですが、ちゃんとして出ておりますんで間違いのないと思います。まず災害によってですね。出てこれない職員がかなりおったようにも聞いております。でそれにあわせてですね。その災害の情報が入ってきながら、大雨が降るという情報も入ってきながらですね、これを見落としとして遅れたということが大きく問題になっておるところです。で8月の災害を受けて本当に今の体制で、今の状況でよいのかどうかということを私は検証すべきであったろうと、直ちにやってみるべきだったろうと、最低でも担当者がですね、その辺りをマニュアルを見直して、ここには問題があるよということぐらいはちゃんとした報告書が出て、今の第一次体制の職員といたしますか、課長にはその辺りの連絡ぐらいは言っとくような、そういうことをすべきではなかったかと思いますが如何でございましょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

議員言われるとおりでございまして、そこまでのところまではやっていないというのが実情でございます。やはり今後そうした部分というのを検証したいというふうに思っておりますので、今後は注意したいというふうに思っております。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

もう少しいろいろ問題がありますんで、突っ込んでみたいと思います。先ほど空振りを恐れずに出すということですが、これは非常に大切だろうと思います。夜でも夜中でもですね、やっぱり空振りを恐れずに、やっぱり避難勧告等は出すべきだろう、避難指示も出す、出すべきだろうと思います。で具体的に避難勧告、それを出す基準というのはどのようになってるのか。でその避難指示を発令した場合に、避難勧告よりも避難指示の方がより強いと思うんですけども、避難指示を出した時に、その避難をされる、された確認方法はというふうになっておるのか。もう1つこれはいわゆる急傾斜とか危険箇所ですね、土石流の危険箇所の場所。それをそのどういう判断で、雨量は気象庁からきますが、沢谷に降るとするのか、沢谷がすごいよとか、部分的なその場所がきちっと把握できる状況にあるのか、雨量を含めて指示を出すべき時に、旧邑智全部に避難勧告が出るような話では、らちがあかんわけでございますので、その辺りについては、具体的な何かマニユ

アル等はあるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

まず最初の避難をした時の、まあ避難をされた時の確認ということでございますが、先程7月の末の時に自主避難をされた方がおられました。当然まあ通常平日でございましたので、職員もたくさんおりました。そうした時に役場の計画の中には、それぞれ一応8班に分けた班を作成をいたしております。その中で主として住民課ではございましたが、その方が避難をされたところへ確認に行くということで、その時はそういった形をとって確認をいたしております。そういう形で一応班体制によって確認をするという形にはしております。それからもう1点、土石流の関係で、雨量まあ一つには県央の雨量計の部分が1点。それから実は九日市、九日市それから小林。それから地滑りの雨量計というのが設置してありまして、そのデータは役場でわかるような形になっておりますので、まあ旧邑智でいきますと、西と東の分の雨量的なものは確認ができるという分なんです。大和地域の分の雨量の情報が、実は入りかねておるといのは一つあります。以上です。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

昨年質問した時に雨量計の設置は、島根県が設置したのが5カ所、江津邑智消防組合が設置されたのが2カ所。中国電力が設置されたのが1カ所聞いております。で、これではだめでしょうということを私は申し上げました。今の局地的な場合にはまず全く機能しないとゆうふうに思います。避難勧告を出しても、なんでも関係ないものが避難勧告が出るような格好になると私は感じます。で従ってこれをそれじゃ局地的に判断できますかという質問に対して、総務課長はアプリによって今5キロ四方でできるというのがあるというような話も、当時総務課長の答弁にありましたが、私はいろいろ探しましたが5キロ四方です。はっきりわかるようなものは、降ったという状況が降りそうだとそういう雨量計の何と申しますか、雨雲が来るとというアプリはいっぱいあるんですよ。しかしそこに降ったという記録はわかるようなものがないんです。降らないと逃げることは危険を感じることは無いとおもうんです。こういうものがほんとにあるのかなのか。なかったらこれは早く雨量計を箇所を増やしてですね、綿密にここに情報が入ってくるようにすべきだと思っておりますが如何でしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

大変今のご指摘の部分の中で、実は役場としてもそういった情報がすぐ手に入らないかなという部分、実は検討をしております。ここら辺り、先般あのリースで、要するに百

葉箱ですね、百葉箱のまゝそれが光ケーブルを伝って情報が入ってくるというような部分でございます。リース1万円、1カ所1万円ですか、という部分が来年の4月以降から始まるというような情報も聞いておりました、そのものをまゝちょっと試作といいますか、そういうものをちょっと見せていただきたいということで、実は建設課長を通じて今そのところのお話をさしていただいております、今議員ご指摘のとおり、まさにメッシュだけでは大変わかりかねるという部分は実情でございます。それと気象レーダーで見て、赤いのがたくさんあるという分も実際わかるんですが、メッシュで大きくすればするほど、ぼやけて実は大変見にくいというのも正直なところでございます。やはり実際にここが降っておると、ここが降っているよというのも、やはりそうした部分を今後は計画をしていかななくてはいけないのではないかと考えております。今回の雨にしましても、実は夜中が見えないんですが、ライブカメラ。町が設置しております。このライブカメラでかなり地域の昼間の状況というのは、状況を見させて頂いたというのは経緯としてございます。

●佐竹議長

6番。残り時間5分でございます。

●山本議員

5分ですか、すみません。もうちょっと聞きたかったんですが、アプリが、アプリの話はいいんですが、あの時に総務課長はそういう雨量計のシステムがあるなら検討したいということでございましたが、まゝ具体的に今検討に入ったということで、1年ばかりかかったということございますが、それはそれで良いとしましょう。やっぱりその検討しますと言いながら、検討が遅れておるとというのが実態だろうと思います。前にも私は災害報告をですね、今回も3時ごろに家が流されるというような情報が、広島の方に入って、4時にやっとその家が流れたというか土石流が発生した後に、4時頃にやっと避難指示が出たような状況です。逃げる判断をするのにですね、雨が降った量が分からんとどうにもならんというのが1つあると思います。ですからこのシステムをつくる、ちょっと話がそぎれて申し訳ない。今の災害報告についてですね、災害報告についてアプリとかなんとか、そういう簡単にスマホから報告できるような、システムづくりも余り金がかからんでやりますという話だったんですが、これもまだ未だやりますとか、検討しますということですが、検討が全くなされたのかどうなのか。その後どうなったのかわかりません。やっぱり早く地元の水の情報とかを役場に上げることも極めて大事だろうと思うわけです。でそのあたりについてですね。あのアプリも、アプリじゃないわ、そのシステムなんです、内容については多少検討されたんでしょうか。ちょっとそれも併せてお聞きしたいと思います。それで終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

早期に道路情報も含めて、災害にすぐに対応できるように、情報伝達ができるようになってことで、アプリといいますか、民間がつくっておりますスマートフォンを利用したソフトも含めた機械です。今2台入れておまして、この前の災害にはならなかったですが、大雨のときには持って出て、使い方を検討したり、その後集計表がどういうふうな集計になっとなるかとか、今使い勝手をですね、今実際検証しとる最中です。でその中でいろいろと、やはり美郷町のこういったものがほしいというものもありますので、逐一それをまたソフト会社の方に言ってですね、改良をかけたり、ソフト会社に追加で入れてもらったりということで、実際これは広く皆さんに、皆さんと言うか職員でですね、全員で災害の時には持ち出していこうというレベルの段階にはまだ至ってないというところがございますが、まあ進んでおりますので。

●佐竹議長

6番。

●山本議員

時間も来ておるようでございますので終わらせていただきますが、今回広島での災害ですね。地形的にも似たような地形が多くあるということで、私は住民の方は不安を持っておられると思うんです。ならばなおさら早くですね。先ほど申し上げたような色々のことを検討されてですね。具体的なことを自治会の中に早くおろしていただいて早く自主的な判断も含めて、避難ができるような体制づくりをお願いを申し上げまして、終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

●佐竹議長

山本議員の質問が終わりました。

質問の途中ですが55分まで休憩いたします。

(休憩 午後 2時 40分)

(再開 午後 2時 55分)

●佐竹議長

会議を再開します。

通告7、9番・黒川議員。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

私は前もって通告しておりました次の1点についてお伺いいたします。ゲリラ豪雨など発生した場合の町の体制はということでお聞きいたします。西日本各地に大規模な被害が出て、記録的な大雨を平成26年8月豪雨、台風11号・12号は、記録的な豪雨もたらし、多くの死者や行方不明者を出して大惨事となりました。各地で近年発生しているゲリラ豪雨による災害は、想像を絶するものがあります。どこで何が起きるかわからない状況です。本町においては町の政策の柱である安心・安全な町づくり推進のため、そういった

災害時に備えて防災公園ができました。特に本町は、河川や山間部谷間が多く住居をかまえているので、当然危険の割合が非常に高いと思います。そこで次のことをお尋ねいたします。1つ目、美郷町内に災害が発生した場合、災害対策本部が設置されると思いますが、これに対する体制はどのようにお考えでしょうか。2つ目、避難計画は広域での防災訓練は毎年行われていると思いますが、どのようにして住民が参加して訓練をなされているのか。3つ目、がけ崩れによる危険がある地域については、防災上危険の高いもの、そして人命保護など、土石流災害を起こさないためにも治山ダム、砂防ダムを作っていると思いますが、治山ダム、砂防ダムの違いはということでお伺いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

黒川議員のご質問のゲリラ豪雨など発生した時の町の体制についてでございますが、近年は地球の温暖化が要因として異常気象による集中豪雨、異常高温、日照不足、冷夏、大雪といったような観測史上でも例をみない気候が頻発しており、まさにこの度の広島での土砂災害がそうであると思っております。議員お尋ねの1番目の災害対策組織についてでございますが、町では避難を要する自然災害への対応として、災害対策本部条例により庁舎内に暫時設置することとしております。ただし被害が発生していない段階においては、さまざまな気象状況に警戒対応する体制として、災害対策本部の前提となる体制を災害時職員初動マニュアルに即し、各種気象警報が発令された場合は、第一次体制となる準備体制、さらに気象状況が激しさを増すようであれば第二次体制として、副町長を本部長とする警戒本部を設置することとしております。そして実際に災害が発生し、もしくは避難勧告を発令する事象の際は、町長を本部長とする災害対策本部を設置することとなっております。例えば、先般の9月6日の午前12時ごろに降った雨は、かなり激しく降りましたが大雨注意報でした。まさに集中豪雨並みの降り方であったと記憶いたしておりますが、やがて12時30分には大雨警報が発令され、総務課長と防災担当が即座に準備体制を配備した旨と職員初動マニュアルにある管理職の登庁招集、並びに今後の状況への対応を記したメールが全職員に通知しております。災害に応じたそれぞれの所管対応事務については、美郷町災害対策本部規則に掲げてあるように、本庁役場内に災害対策本部が設置され、本部長には町長、副本部長には副町長、本部員として、出納室長議会事務局長、大和事務所長、各課課長の8班体制により定められた任務に対応することとなります。また消防団は本部と連携して、本部委員である消防団長の指示により対応していくこととなります。次に2番目の避難対策についてであります。災害時において、住民等が安全、的確に行動や避難活動を行いうるようにと、平常時から必要な体制を整備することを念頭に置いておりますが、発生時には乳幼児を含む児童、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病弱者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動要支援者への対策が今後更

に増えると思われ、喫緊の課題としております。これにつきましては、避難準備情報をはじめとする災害情報の早期発令や、避難支援の方法及び避難支援者の役割分担が配慮すべき事項としてとらえ、避難行動要支援者の実態把握をはじめ、名簿作りの取り組みを進めております。さらに、実際に避難への支援を必要とする場合には、具体的な支援者を募り、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて、必要な支援を受けることができるよう関係機関などと協力して、避難支援プランなどの作成に手がけていくことが必要としております。また、避難所が長期化した場合には、プライバシーの確保、女性についての配慮、要援護者への配慮、ペットについての配慮、その他避難所における生活環境の確保が必要であり、同時に懸念されます。本町では、滞在時ストレスが生じないように、避難所が円滑に運営すべくその運営ガイドラインを作成しましたが、実際には活用実績がないことから、昨年度は職員研修として避難所運営を取り入れるなど、研鑽を重ねて準備を進めており、今年度も実施する予定です。また公的避難所では、生活環境の確保が困難となる折にはバカンスハウスの宿泊棟を避難所として利用できるよう対応しております。次に3番目の土石流災害についてでございますが、町内の砂防及び治山の施設は、砂防施設が47カ所、治山施設が252カ所あります。砂防施設は、豪雨や地震などにより山地の崩壊で発生した土石流を防護をする目的で設置されているものであります。治山施設は、谷止め施設や斜面の安定を保つための山腹施設などで、主に山の荒廃から山地を守るための施設であります。各施設の目的としては、若干の違いはありますが、結果的には下流部の生活空間を守ることに同じ効果となっております。砂防施設及び治山施設はそれぞれ島根県が管理を行っております。砂防施設については定期的に確認を行い、施設背後の土砂の堆積状況を確認しながら土砂撤去を行っております。また治山施設については、土砂堆積が確認されるようであれば上流や下流に新たな施設を設けて、上流の山腹の荒廃が進まないように対策をされております。しかし、昨年豪雨災害により治山堰堤の堆積土砂が多く見受けられるために、今年は治山施設においても、堆積土砂の取り除きが多く行われております。今後につきましても島根県と連絡を密にして、土砂災害を未然に防ぐための砂防治山施設の適切な計画管理に努めてまいります。以上。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

あの山本議員さんからもいろいろお話があつて、その内容大体把握いたしましたけど、その災害の予測というのは大体困難であり、住民自身も全く予想ができないのが実態であると思います。そこで自主避難の呼びかけをしなければならぬと思いますけど、危険な場所のある時、行政の防災無線等で呼びかけるとは思いますけど、ただ我が町は河川や山間部、谷間などが多い地域でございます。それでもう一度聞きますけど、災害情報の危険度というのはあると思います。例えば3とか4。そういうのはいつ頃だすのか、その辺の判断ちょっと難しいかと思うんですけど、実際的にどうなったらどういうふうなかたちで

すんでしょうか。雨が何ミリ以上とかというふうな、例えばそういう時にはどういふふうにして出すのでしょうか。ちょっとお伺いします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

黒川議員の今の質問でございますけれども、この災害情報でございますね、8月号の広報でも示しておりますけれども、避難準備から避難勧告、避難指示となっておりますが、最初の避難準備の方でございますが、災害の発生する可能性が高まった状況、これで避難準備をするわけでありまして、町民の皆さんにはいつでも避難できるように準備をする、避難行動に時間を要する方は避難を始める、まあこういうようなことでございます。避難勧告は、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況であります。町民の皆さんのとるべき行動は、避難行動を始める。避難時には声掛けあい、助け合って避難をするということでございます。避難指示でございますけれども、災害の発生する可能性が非常に高い、又は発生した状況でありますけれども、この町民の皆さんにはまだ避難していない方は直ちに避難をする。避難できない場合は、自宅の安全な場所に退避するということでございます。まあ命を守る避難行動の3つの避難行動を、町民にこの広報でまあ周知をしておるところでございます。以上。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

8月号に書いてあるので、ある程度町民に理解はすると思うんですけど、例えば独居の方、身体障害者、支援を要する方々が避難する時、これは各自治会単位で地域消防もおりますが、連帯してそういうのを行わなければいけないと思いますけど、もうちょっとその無線とかなんとかで早目にそういうのを出していただければ、実際的に今防災無線で頼っていると、二次災害を招くことがあるんじゃないかと思うんですけど、消防と行政との間にもどの程度の訓練というんですか、そういうやり取りは年に何回ぐらいなせれているんでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

実際に消防署との訓練というのは、数回あるかないかの部分だと思います、この防災に関してということになりますと。ただこの情報の発信といたしましては、先般の8月号の広報の中に、自分のため避難について知識を身につけましょうということで、ボリューム1ということで、これを大体6回シリーズで今後出していこうという分のところにつきまして、災害情報についてということで書いて記載をしておるわけでございますが、まずはあの災害、例えば大雨の場合ですね。大雨になりますと、例えば警報、大雨警報が発令に

なりますと、もう役場の職員は必ず出ております。ただその警報が出るまでに、ついこないだのように、ものすごく雨が降ると、これはおかしいなという状況がありますと、もう既に出ておるといふ状況がございます。その警報が出た段階で、これはまずいといたしますか、これは気象レーダーを見たりいろいろ情報を入れる中で、これは今後避難勧告あるいは避難指示に移るといふような状況は、まあ決して見えるわけではありませんけど、これはあくまで予測でございます。気象レーダーの雨の降り方で、今後まだ赤い筋がずうっとまた続いてくるねといふような状況、そういう部分を把握しながら、まず最初に出さしていただきますのは、避難準備情報というものを早目でございますが、このものを先に無線放送で流さしていただくという形になろうかといふふうに思っております。その部分で情報が出てくれば、例えば先ほど答弁の中にもございましたように、足腰の痛い方、どうしても介助のいる方、そういった形の方おられれば、まあ早めの避難をしてくださいよといふ避難の準備情報というものを、まず流さしていただくという形になろうかと思っております。これがまず行動の最初になってくるのではないかなといふふうに思っております。それからあと、そういった気象情報を見ながら避難勧告といふような形に移っていくということになります。ただこの避難勧告になりますと、もうどこかで恐らく災害的なものが発生をしておるといふ状況も、十分あり得るといふ状況でございます。それとあとそれ以上にそういった箇所がどんどん増える、増えるといふのはおかしい表現ですが、気象状況によって避難指示へ、この避難指示になりますともう強制力が一番強い分であろうかと思っておりますので、この避難指示になりますと必ず避難をしていただくということにはなるわけですが、事例といたしまして、この避難勧告をこれまでに江の川の増水の時に、昨年か、その前ですか、避難勧告を出しましたが、実際その避難勧告について応じて避難をされたという部分のところ、この避難勧告という部分は恐らくまだ大丈夫だ、世話ないわといふところの部分のお気持ちの部分が強いといふところがあるわけですが、実はこの広島のと砂災害にしても、この避難勧告といふ分のときにはもう避難を始めていただきたいといふところがございます。で指示になりますともう完全に避難をしてもらわなければなりませんよといふところぐらいまでの頻度になってるといふことでございます。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

わかりました。それであのひ一つさつき聞いている、地域の防災計画というのが策定されてるんですけど、その中にこの前見させてもらった時に、美郷町に応援協力機関というみたいなものが載ってないような気がするといふことは、これは建設業者、それとも運送業者、バス、そういうもの例えばトラックは何台あって、バスが何台あってどういうふうに行くんだといふのは、ちょっと詳しく見てないんですけど載ってないような気がするんですが、その辺は如何かといふのと。それとさつきから聞いているんですけど、各自治体まあ13の連合自治会といふのがありますが、これが今災害が全部起きれば一括無線放送で

きるんですけど、部分的に今非常に多いんで、その連合自治会の方の会長さんとかそういうものとの連絡というのがはっきりこう見えてこないような気が。それともう1つ地域消防団というのがありますよね、これは日中、夜でしたら皆さん家に帰ってるんですが、日中にその皆さん仕事に出ててほとんどの人が地域消防団の人おらないような現状なんですよ。でその辺のことはどういうふうに考えて、どういうふうにこれからするつもりでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

はい、まず1点目の地域防災の関係の協力、協力業者と申しますか、この応援体制でございますが、まず役場の職員は災害対策本部ができれば、全職員が出ておるという状況になります。それからあと消防でございますね。消防団、団長さんはこの消防本部の会議の中に入ってこられますので、ただし指示は団長さんの方から今度は団員さんの方に向けて指示が出されるという系統になってきます。であとそれぞれの協力会社と申しますか、確かに、どう申しますか。建設業者さんとかたくさんおられるわけでございますが、万が一こうした状態が生じれば、建設課の方からどう申しますか、応急処置と申しますか、そういったような部分での指示が出ておるといふふうに思っております。本部へ全員集まられても実際活動するということになりますと、いろいろな分野があるわけですし、実際建設業者さんにつきましては、建設課の指導でそれぞれのところでの役割があるんじゃないかなというふうに思っております。あとこの広域と申しますでしょうか、広域の分の中で一番は、まあ災害が来ますよという入手先ですね、情報のそこへのそれでの応援というのは当然の気象庁もあります。松江の気象台の台長さんからも、町長さんの方へは直接電話が入るような仕組みになっております。それから自衛隊を出動ということになれば、県の方へもすぐ電話を入れるというような形になっております。そうした体制につきましては、一応確定と申しますか確立したものを持っておるところでございます。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

いや、私聞きたかったのは、その建設業者や運送業者の中でトラックが何台ぐらいあって、ユンボがどのぐらいあってというのを把握しているかっていうのを聞きたかったんですよ。あの建設業、お願いする機関協力隊に。でそういうのがわかっているんなら教えてほしかったということで、もしあれでしたら、その時間もないんで、次に入りますけど。3番目の治山事業ということで、先ほど説明を受けさせてもらったんですけど、短期でやるのとそれから計画的にやっていくのということで、砂防の場合は溜まったものを除去してもらえということですけど、治山の場合は作って、それをまあ山とか立木が流れたりしてきてるんで、今現状の方はほとんど、こう手を付けてるのか、手を付けてないのか。例

えばまた災害が起きると、この残った分が立木でも石でもどんどん流れてくると思うんですけど、その辺は県の方とどういうふうなやり取りをしているのでしょうか。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

砂防につきましては、先ほどおっしゃったような形で、維持管理は定期的にとること。治山の堰堤の場合は、先ほど町長答弁でありましたように、あくまでも目的は山の荒廃を守るとというのが基本的な目的であります。ただ、結果的に堰堤をつくることにおいて、下流側の影響が軽減されるということで、最終的には同じような形になってる、効果がなってるのかなということです。であのまゝ今回、沢谷の方で去年の災害で、かなり谷合いからの土石流が流れて被害を受けたわけですが、そういった形に際しても、やはり目的は、そういう目的では山を守るという目的ではありませんけれども、山から出てきた土石が流れないように治山堰堤をやっていくということで、まゝ維持管理という面からすると若干砂防とは違うんですけれども、近年、今までは治山堰堤というのは、土砂の取り除きってというのはしなくて、溜まったらまた上流へつくとかというような形で、新たな治山堰堤をつくりながら、山の荒廃を防御するということがあったんですが、どうも去年の災害、かなり大きな災害で大変だったということで、治山堰堤施設の方も、土砂の取り除きをやっております。これが今回だけなのか、これからずっと継続的に管理の範疇としてやられるのか、ちょっとこれははっきりしないところではあります。いずれも県単独事業でやっておられることですので、私どもすれば、できればとっていつてもらって、綺麗に維持管理をすれば、新しい堰堤を造らんですむかなと思ってるんですが、基本的には、山の荒廃をなくすということで、不安定な急な谷あいものが崩れたらそれ以上崩れないように、埋まったら埋まったまんまでですね、山の荒廃を進むのを、まゝ木が生えるのを待つと。自然に早く戻すというのが治山堰堤の基本的な考え方なんで、それを考えながら効果的なものが、最終的に下流への影響を最小限に食い止めることにもなるとこののを併せて考えていただきながら、県と先ほど言いましたように、密に連携をとってそのところをですね、連絡をとりながら土砂を取った方が早いとか、新たに堰堤を造った方が早いとか、その辺のところは地形との考えをしながら、現地を逐一確認をしていきながら、県と調整をしていくというところがございます。

●佐竹議長

9番。

●黒川議員

まゝ大体お話を聞いてわかりましたけど、堰堤だけ作っていくのが良いのか、自然的に環境見た場合に余り良いことじゃないんじゃないかなと思いますけど、県の方と町の方でいろいろお願いしたりして、問題、そういうのを提起して適切な管理をしていただければ良いと思います。以上で終わります。

●佐竹議長

黒川議員の質問が終わりました。

通告 8、4 番・藤原議員。

●佐竹議長

4 番。

●藤原議員

今日最後の質問者になってしまいましたけど、私の方からは以下の 3 点について質問をさせていただきたいと思います。

まず 1 点目は、ハザードマップによる災害情報についてであります。8 月 20 日広島市の土砂災害は、平地が少ない地形のリスクを改めて浮き彫りにし、住民への土砂災害危険箇所情報の提供が不十分だった事が課題となっております。先般 IP 告知放送において、平成 22 年度に各戸配布のハザードマップにより、住んでいる地域の危険箇所を確認してほしいという放送がありました。昨年美郷町においても、特に沢谷地域では豪雨災害により甚大な被害が発生し、いまだに孤立した集落もあるという状況であります。これからも局地的な集中豪雨が多発すると予想されますが、ハザードマップの情報については、住民の理解度にかかなりの差があると思われれますが、今後のハザードマップによる減災対策の取り組みを伺います。

2 点目は、災害図上訓練、いわゆる D I G 訓練についてであります。地図を用いて地域の防災上の長所や短所を、災害救助活動のイメージトレーニングなどを行う災害図上訓練 D I G 訓練は、防災対策を検討する上で非常に有効と考えます。D I G 訓練のこれまでの実績と今後の推進についてどう考えているか伺います。

3 点目は、防災士の育成についてであります。今後の豪雨災害の多発を考えると消防団や防災士の役割がますます重要になると考えます。地域の防災活動のリーダーとなる防災士の育成についてのお考えを伺いたいと思います。以上 3 点よろしく願いいたします。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員のご質問のハザードマップによる災害情報についてでございますが、議員ご指摘のとおりこのハザードマップは、平成 22 年に作成し各戸へ全戸配付をいたしましたものでございますが、この度の広島土砂災害の報道を拝見され、改めて自分たちの住んでいる地域の危険箇所を確認された方もあるのではないかと考えております。このハザードマップは、自然災害による危険な場所や被害範囲、あるいは被害程度を地図に表示したものであり、あわせて災害情報として避難場所や公的機関医療機関などを地図上に図示しているものでございます。議員お尋ねの今後のハザードマップによる減災対策の取り組みについてでございますが、現在ハザードマップの改定を検討いたしており、例えばこれまでのハザードマップの裏面を利用した防災に関する情報を、できるだけわかりやすくした内容で掲

載し、今後の減災対策に利用いただけるハザードマップを目指しており、新しいハザードマップが完成いたしましたらできるだけ早い時期に全戸配布を予定しておりますのでございます。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、ハザードマップのことについての減災対策についてお伺いしました。私の質問の前にもう既に山本議員或いは黒川議員が同じようなことを聞かれていますので、ちょっと視点を変えてお伺いをしたいと思いますけど、先程の答弁の中で、まあこの度改正するんだということ、それから裏面をつかって、裏面ですね、裏面を使って減災対策のことについての情報を出したいということでありまして、裏面を今みますと、わかりました。この裏面ということでございますね。大変良いことだと思います。それでまあ減災対策ということで、テーマとしまして情報にちょっと絞って話をしてみたいと思いますけど、先般質問書にもありますように、告知放送で平成22年度の配布のハザードマップにより、住んでいる地域の危険箇所を確認してほしいということがありました。今から2週間ぐらい前でしようか、だったと思いますけど、もっと前だったかと思えますけど、これを受けまして、その時に無い方は総務課へ問い合わせをしてください、或いはホームページで掲載されておりますのでご確認をくださいということでありましたけど、その後総務課への問い合わせ何件ぐらいありましたか、またホームページのこういったアクセス件数、ちゃんと把握されておりますでしょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

このハザードマップは、非常に災害の効果があるということでございますけれども、この関係につきまして、担当課長から説明をいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

このお電話での問い合わせ、確か1件あったと思います。そのところはお話をちょっと聞かしていただいたというのがあるわけですが、その他につきましては、私の方には入っておりませんので、ちょっと何件かというのはわかりかねておりますのでございます。またホームページにつきましても情報は載せておるとい部分ではあります、件数については確認をいたしておりません。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、1件しか問い合わせがなかったんですか。ということは他の方々は興味がなくて問い合わせされなかったのか、或いはホームページで閲覧することができて十分確認してるからもうその必要性はありませんよということで問い合わせがなかったんか、或いは私のように、ないから先般私総務課行ってあの放送の後いただきました。ありがとうございました。平成22年配布、4年前ということでありまして、かなり前であります。非常に重要な情報でありますんで、私大事にとっておいとったんですけども、いずれにしましても4年たちますと、もうまあたぶん失くしていないと思うんですが、何処へやったかわからないということで、まあ町に行ったわけでありまして、情報の出し方ということで、ちょっと今テーマに話をしてみようと思うんですけど、今言われたようにその1件しか総務課に問い合わせがなかった。またホームページのハザードマップの、私クリックしてみました。確かに情報でてますけど、非常に見にくいです。わかりません。そういったことで、どのようにこの現状といいましょうか、私ここへ書いておりますけど、住民の理解度にかかなりの差があると思われましてというこういうことなんですけど、この問い合わせの1件だけということ。ホームページのアクセス解析もされてないという現状があるわけでありまして、住民の方々がハザードマップに対する情報をどのように思っておられると思っておられますか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

平成22年の時に作成をしました、これは確か平成18年の災害、それから22年の時の災害ですか。そうした災害がある時のちょうどタイミングとして、このハザードマップというものも作成をされたと、ましてやこれは国の方からそうした指示もあったわけでした、このハザードマップを作成してくださいという部分のところもあったとふうに記憶をいたしておるところでございますが、このハザードマップ、実はまあ大変作成はしておりますが、見られてお感じになられたと思います。ホームページに載せても大変見えにくいというのは正直なところであろうかと思えます。それから今現在こうして印刷した分につきましても、自分の位置、自分の所というのは大変探しにくいというのもあるかと思えます。まさにこれ15,000分の1という縮尺でございます。これは5,000分になってくれば、また違うであろうなというふうに思うわけですが、なかなかこれを町全体で作成しておるといようなところから、この縮尺に関して15,000という分の大きさになってしまっておるといようなところはあるわけでした、まあこの地図でさえもまあなかなか見えかねると、自分のところがどうだろうかという、捜していくのに少し苦労されるのかなというふうにも思っております。ただテレビの中で広島のと砂災害の報道がされました。その中でもハザードマップというものもお話が出たと思えます。そのハザードマップ。気付いた方もおられるかもしれませんし、そうでない方もおられるかもしれません。まさに関心度とすればこのハザードマップというものは大変低いのではないかなというふうに認

識をいたしております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、ハザードマップに対する住民の方々の認識が低いんじゃないかということであり
ます。これ地域性があると思います。昨年沢谷はああやって大変な災害に見舞われまして、
まあ後からちょっと話が、また質問になりますけど、DIG訓練ということをやった時に
非常に多くの方々が来られたということは、やはりそのこういった土砂災害に対して非常
に興味があるという方々が多いから、あれだけの方々が集われたんだと思うんですけど、
これ非常にやはり私は改めてみましたけど、重要なものです。例えば今まで私火災保険し
か掛けてませんでしたけど、これ見まして、これは特約を付けて水害の方も付けとかない
といけんというような思いも至ったわけでありまして、まああの非常に情報としては、
有意義な情報があろうかと思えます。そういった中で情報の出し方のことについて話をし
ましたけど、たまたま広島の土砂災害、8月20日にあったからこういう動きになったん
じゃないかと思うわけでありまして、例えば先般の告知放送ですね、これそういった災
害があったから出されたわけだと思うんですけど、あの手のものはですね、非常に出し方
タイムリーじゃないと思います。5月・6月の梅雨前にハザードマップを見て確認してく
ださい、そういうことを流すべきではなかったんじゃないかと思えます。先程山本議員が
広島の災害から学ぶべき事ということを言われましたけど、昨年この美郷町、特に沢谷
地域を襲った災害、これから学んでおればですね、当然5月・6月頃にそういった告知放
送で流すべきものだと思うわけでありまして、それがなされてなかったということ。そ
れから先ほど今広報をちらっと出されましたけど、私も持って来ました。8月広報ですね。
これ見ますと、今の自分のため避難について知識を身につけようという、まあ特集記
事が載っておりました。たまたま8月20日広島で災害がありまして、次の日8月21日
に私のところにこれやってきました。ぱっと見まして、おおこれは非常にタイムリーだ
なと。これは広島の災害を受けてタイムリーなんですね。美郷に考えて照らし合わせてみ
ると、先ほどの告知放送と同じで、こういったものはもう4月・5月の段階から特集を組ん
で、ボリューム1、ボリューム2、ボリューム3、6回の、前議員の質問の中でお答えで
ありましたが、6回のシリーズでやるということでありました。もう梅雨がすんで8月
になって、やっとこれが出てくるということもやはりタイムリーでない。私はそのように
思います。まあそれとか、例えば連合自治会の資料、この厚いやつがよく皆に配られます。
その中に災害状況報告書なるものを建設課の方から出せと私も目にしたこと何回もあるわ
けでありまして、災害が起こった後そういったものを出しなさいということでありまして。
ほかの課のやつを見ますとですね、いろんな情報がでております。こと災害のその減災対
策のことについてはですね、やはり災害が起こったからこういったものを出しなさいと言
うんでなくて、減災対策に関わる事、危険予知、ハザードマップのことであるとかいろん

な情報が出せると思いますけど、そういったものをやはりそういった資料に添付して出すべきではなかろうかと、これも情報の出し方が非常にタイムリーでないといえますか、ちょっとどうかなという思いがあるわけでありまして、その辺のところ、昨年の災害からしっかり学んでいただければ、もっともっと早くそういった情報が出せるんじゃないかと思います。それともう1点、これ先ほど町長の答弁の中で、改定するというので、まああの今年度の予算書の中に350万ってことで、ハザードマップの更新ということ載っておりました。いつになれば更新されるかなという思いでおりまして、4月が新年度が始まりまして、今9月です。もう6カ月過ぎました。その間に先ほど言いましたように、梅雨の危険な時期ももう過ぎたわけでありまして、まあ今年の場合、昨年のような大きな災害がなかったからよかったわけでありまして、こういった改定して配るということであれば、これもやはりですね、予算が既に通っておるわけでありまして、ありますから、6月梅雨までのところで印刷して配る、そりゃ中のいろんな改正事、裏をとったりいろいろあるかと思いますが、去年のうちで計画されておることありますんで、当然そのやってできないことはないわけでありまして、そういった意味でこういったものを出すのもタイムリーでないといいたししょうか。時期をちょっと、まあ出さんよりは出された方が当然いいわけでありまして、一番いいタイムリーな時期と、情報を出す時期というものがあろうかと思いますがその点、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

たしかにタイムリーな時期、ご指摘のとおりだと思っております、やはり今後はそうしたふうに気をつけていかなければいけないというのを身にしみておるところではございます。今回このマップの時間がかかっておるといいますのは、実はこの冠水区域の分のところで、実はまだ結論が国交省さん出しておるわけではございません。そして分の中で流量計算が違うということから、まだ最終的にまだこの冠水区域というものも確定はいたしておりません。そうしたような状況の中で少しやりとりの部分がありまして、なかなか修正ができないという状況もあったわけですが、これもいつまで待っていてもやれないだろうということで、思い切ってこの冠水区域の分については今のところ、従来のままでという形を載せさせていただいて、後を改定しておこうという方向性を今持って進めておるような次第でございます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

冠水区域のことがあるので、その確認をするまではちょっと印刷できないということがあります。まあそのことをずっと待っておっても、なかなか時期を失ってしまいますので、できるだけ早い時分に配っていただきたい。先般の放送の中で問合せが1件だけしかなか

った、これは皆さんが持っていますよと言うんじゃないくて、皆さん関心がないとかそういうところの中で、問い合わせがなかったと思います。ですからこの度ぱっと刷って、これ配らればですね、今一番住民の皆さんが関心を持つてることだと思います。当然しっかり見ていただいてですね、命を守る行動、自助、共助、公助という言葉がありますけど、自らその命を守る行動のために役立てられるんじゃないかと思います。それでまあ情報の出し方の中で、先般私テレビを見ておりましたら、邑南町役場の情報の出し方というのが報道されてました。先ほど来、話がありますけど、その避難情報、避難準備情報が出る、避難勧告をする、避難指示が出るというような格好でやっておられると思いますけど、邑南町の場合、昨年のおあいった災害から学んで、そのもう一方手前の避難予報、避難予報を出すということをまあテレビでやっておりました。NHKで取り上げてやっておまして、非常にまあ山口の例、或いは邑南町の例ということでやってみて、私見て大変いいことだなと思いました。早速この事態が発生したようでありまして、今年の台風11号、10号だったか、11号だったか、ちょっと覚えておりませんが、それが来たときにチェックリストというのがありまして、1つでもチェックする項目が該当すれば避難予報を出すということで、担当課の方でチェックがかけられました。昼の4時頃まだ天気がガンガン照ってる時にですね、防災無線で台風が来る、大変な被害が予測されるというような情報を出された。良い取り組みだということが報道されておりましたが、まあ私大変良いことだと思います。いくら空振りに終わっても文句を言うものは私いないと思いますんで、良いことはどんどん取り入れていただいて、まあ研究していただいて取り入れる方向で、ちょっと研究していただきたいと思うわけでありまして、如何なものございましょうか。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

今情報の出し方についてのご質問でございますけれども、まあ先ほどお話のようにですね、邑南町は明るいうちに避難をさせたということも私も聞いております。これからですね、やはり非常に災害のことですから、必ず昼にあるというものでもございませぬ。夜間の、真夜中にあるということも想定をされるわけでありましてけれども、邑南町の場合にですね、昼だったわけでありましてけれども、真夜中に避難勧告指示を出しますと、かえって災害が発生をするという危険性があるということも1つは考えられると思います。で自分で身を守るために家庭の高いところに避難し、2階に避難をしてくださいとか、或いは安全な場所に避難をしてくださいというような指示があるわけでありましてけれども、こうしたことをですね、十分に町民の皆さんがですね、このハザードマップの内容はわかりますけれども、非常にその十分な関心を持つておられないんじゃないかということも、先ほどの1件の例にとりますと、そういうような感じもするわけでありましてけれども、まず自治会をですね。連合自治会で今沢谷も終わっておりますけども、7カ所ぐらいですか、自治会でこのハザードマップの説明会を開いておられます。終わっております。こうしたことも

ですね、これからまた自治会毎にひとつ説明会を開いてハザードマップの利用をですね、十分説明すべきであろうかと思っております。避難勧告の情報の出し方については先ほど議員おっしゃいますように、やはり早目の情報で空振りがあっても、それはいたしかたないことで、災害で身を守るということが第1でありますのでこの点でやっていけたらと思っております。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい有り難うございました。まあ行政がなすべきことは、住民の方々に災害に対するこの意識を引き出して、その行動を後押しすると、そういう情報をしっかり出していくということが大切かと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、1番を終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員の災害図上訓練についてお答えをいたします。災害図上訓練、DIGについてのご質問でございますが、この訓練は事前に危険箇所を予測したり、避難経路の確認や地域の状況を確認するなど、地域内でいろいろな状況を予測し訓練を行います。まさに防災意識の向上には大変有効な訓練であると思っております。ぜひとも地域で取り組んでいただきたいと思っております。議員お尋ねの図上訓練の実施と推進についてであります。図上訓練の実績につきましては、大和地域の潮地区と沢谷地区の2件で、その後先ほど申し上げました5つの自治会がこの訓練が終わっております。また推進についてでございますが、今年度は2地域を計画をいたしておまして、現在地元の方と協議中でございます。今後も引き続き実施してまいりたいと思っております。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、災害図上訓練ということで今お答えをいただきましたけど、今年の2月に沢谷地区で実施をいたしました。自治会関係者の方が20名ばかり、消防団の方々が12、3名、役場の担当者の方が1名、また防災士の方が1名ということで、全部で34、5名だったと思います。一堂に会しましてテーブルを4つに分けて、ゾーンを4つに分けて、森林基本図5,000分の1ですね、あれ広げまして、マジックで書き込みながらいろんな情報をだしあったということでありまして、まあ私は石原という地区なんですけど、隣の熊見であるとか、原とか坂根、その他地区の細かなところまでは分からないわけでありまして、その時に、ここには年寄りの足の不自由なおじいさんおばあさんがおる。耳の不自由な方がおる。この背戸はちょっと危ないでとか。いろんな情報がとにかく皆で共有できまして、

非常に参考になりました。経費もほとんどいりません。森林基本図が1枚とマジックが数本あればできることでありまして、誰もそれを終わったあとですね、ああこういうことは良いなあと、情報が共有できて良いなということで、大変大好評でした。その時に、まあたまたま沢谷地域については、昨年のああいっただ豪雨災害があつて、非常に興味があるという方々が多かった中で、今度はタイムリーですよ、タイムリーに役場の方がされたということで、非常に良かったと思います。ですから私もその経験がありますので、是非とも今言われましたけども、潮地域でやられた他の5つの自治会もどうのこうのと言われましたけど、是非ともいろんな自治会で出向いていただいてやっていただきたい。ただこれをやれる人材ですね、これは役場の方どうなっとるんですか、こないだは総務課の補佐に沢谷地域に来てやっていただきましたけど、複数の方々がそういうことができるテクニックを身につけておられるのでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

確かに人数的なものは正直言いまして、防災担当と消防担当一緒に抱えております。総務課の補佐が1名が実質のところでございます。あと中におります男性職員がおるわけですが、その中の3名は十分お手伝いができるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

ちょっと寂しい話であります。もっと皆さん方が役場の方々にできるように体制をとっていただきたいと思っております。まあ決して難しいことではありません。DIG訓練などという大変な名前がついておりまして、たいそうな名前でちょっと引いてしまうんですけど、やってみますと本当に良い訓練なもので、是非とも今後とも実行していただきますようお願いをしまして、2番の質問を終わりたいと思います。

●佐竹議長

まもなく午後4時になりますが、議員日程の都合上引き続き会議を延長しようと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●佐竹議長

ご異議なしと認め、このまま会議を続けます。

番外、町長。

●景山町長

藤原議員の防災士の育成についてでございます。次に防災士の育成についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、今後至るところで起こり得るさまざまな災害に対し

て、消防や防災士の役割はこれまで以上に重要度を増すものと思っております。それぞれの地域における防災力向上や防災意識の向上のため、町といたしましても期待をするものでございます。議員お尋ねの地域の防災活動のリーダーとなる防災士の育成についてですが、平成24年度の連合自治会長会において、各連合自治会から1名程度13名の防災士を3年計画にて育成することとをいたしておりますが、現在のところ沢谷、粕淵、吾郷3連合の自治会の3名でございます。今後とも継続して各連合自治会へ呼びかけ防災士の育成に努めて参りたいと思っております。以上。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

防災士の育成ということで今お聞きしましたら、町内で平成24年度から育成にあたられて3名ということでありました。今年度の予算書の中にも544,000円ということでは予算に載ってのっております。まああのちょっとネットで私なりに調べてみましたら、全国で8万人弱おられるというふう聞いております。まあ日本の人口1億2,000万ですから8万人でちょっと計算してみましたら3人なんですけど、これは人口に対することではありまして、面積でやっぱり考え、災害というのは面的なもので起こりますんで、日本国土の38万ヘクタール割る美郷の2万8千ヘクタールですか、で割ってみると60名になるんですね。まあ60名までは必要ないと思われまんですけど、私は最低ですね、今言われましたようにその各連合自治会に1名ということと言われましたけど、もう2名、3名育成してほしいと思ひますけど、何故その現在3名に留まっているのか、どのへんのところに原因があるか、どのように今認識されておられますでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●藤原議員

今町長が申しましたように、3年をかけて、平成24年から始まったわけでございますが、現在のところ3名という状況になっておるといところでございます。連合自治会長会においても、この防災士というものもお願いはしておるとい部分、ましてや今年度も4名分の予算も計上はいたしております。実際地域におきましては、例えば消防のOBの方等につきましては、恐らくこの防災士を資格を持っておられるか、あるいはどういいますか、ちょっと講習に行かれればすぐにももらえるのではないかなという状況の方もおられるのではないかなというふうにお思ひしております。そうした分の中で、中々地域で名乗りをあげていただけないというのが実情でございます、呼びかけは防災士ということで、呼びかけはいたしておるところではございます。ただまあ何かこう防災士ということになりますと、すぐとその地域でもその災害の時、いや災害の前のところとか、まあいろんな状況があるわけですが、その防災士という分の中で、少し違ったとり方をされておられるのかなというふうにお思ひます。何か仕事はすぐとあるというような部分のこ

ろも思われておるのかなというところがあるのかなというふうに思います。通常災害のない時期、地域でいろんな寄りをされた時、話し合いをされた時、そうした時にちょっと防災の話をしていただける。それだけでも減災対策にはなってきますよというような部分、そうした意識的なものを向上していただけるという、そうしたわずかなことかもしれませんが、そうした部分での日頃の部分での声かけという分の中で、防災に関する意識の向上するのは大きなものがあるのかなというふうに思っております。なんかその防災士ということになりますと、どういうんですか、万が一なった時にはリーダーとして前線としてやっていくんだという、何かそういうとらえ方をされておるのかなという部分もあるかもしれませんが、そればかりではないというところも感じていただければなというふうに思います。それぞれの防災士という部分の中で、当然知識的なもの、それから技能的なものというような部分もあろうかと思えます。ですから消防のOBの方というのは、やはりそれなりの資格を持っておられるのかなというところはあるわけですし、ただそうでない一般の方につきましては、もう少し気軽ではないんですが、講習を受けていただいて防災士の資格を取っていただければなというふうな気がいたしております。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

はい、全国で8万人弱おられる中で、ただ美郷の中ではたった3名だということでありまして、大変寂しい思いをしておりますけど、1つちょっと提案してみたいと思いますけど、私にネットで調べましたら、かつてですね、栃木県の栃木市というところでは、首長以下職員600名がですね、すべてこの資格をとるんだという計画を打ち出されたと、その後どうなったか知りませんが、そういう自治体もあるというやに聞いてます。非常に積極的に、まあ防災のことについて取り組んでおられるということで、大変立派なことだと思います。そういった意味で、こういった予算を付けておっても、自主防災組織あるいは自治会からその推薦者でないということになればですね、地域担当制というのがありまして、役場の職員の方々が13連合自治会に何名か張りついておられます。そういった方々をですね、配置されていない支所、自治体からちょっとピックアップをして、君、この資格を取りに行きなさいということで、公務で行っていただきましてもう養成していくというようなお考え、ちょっと提案してみたいと思いますけど、そういうお考え、検討してみられる気持ちはございますでしょうか。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●花田総務課長

はい、大変いいご提案をいただきまして、確かにこの地域担当制という制度も、どこにもあるというものではございません。どこの役所にもこの地域担当制を持っておることではありませぬので、ここは特性を生かせるという部分にはなるかと思えます。ただ

恐らく公務として、町長さんの方から行ってこいと言う形になれば、これまた話も変わるかもしれませんが、恐らく地元でお話をされたとき、防災士にほいじゃやってもらえんだろうかとゆうてやった時に、地元の方はわしはやれん、やれんというような状況が往々にしてあるので、なかなかできないのかなという状況もあるわけですし、なかなか地域担当制職員、今回から、この度からも地域担当制職員、指定緊急避難場所18箇所の開設をするというような役割もこの度から担っております。決して悪い提案ではございませんので、また今後検討していきたいなというふうに思います。

●佐竹議長

4番。

●藤原議員

是非とも検討していただきたいと思います。防災という言葉がありまして、また減災という言葉があります。自然災害、人間はとてその自然に太刀打ちできるものではありません。だから減災という考えが最近出てきておりまして、少しでも被害を減らすんだということの中で、今言っておりましたハザードマップであるとか、DIG訓練だとか防災士の育成であるとかいわゆるソフト対策ですね。ハード面では確かに美郷町、防災公園できました。消防団の整備もばっちりできております。IP告知放送あるいは防災無線等々とハードの面ではすばらしく装備がされておりますけど、ソフト面で若干もう少し頑張っていたきたいなという思いを思っておりますので、是非とも頑張っていたきたいと思います。時間がやってまいりました。最後にもう一度申し上げますけど、住民の方々の災害に対する意識、これを情報をどんどん出すことによって引き出していただいて、行動、自助、共助の行動をとにかく引き出す、そういうまあ後押し、後押しをする。そういうスタンスでこれからも防災対策の方の取り組みをよろしく願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●景山町長

藤原議員のお答えでございますけれども、やはりですね、町民の皆さんに常日頃から防災意識の高揚をはかるということが、一番大事なことではないかと思っております。自治会ででもですね、小さい集落で避難をする場合にはどこの場所へ行ったがよろしいか、どこの家が安全だか、どこには誰が寝たきりの方がおられるとか、足の悪い方がおられるとかこういうのが地域は分かるわけでありまして、そういうことも含めてこの防災意識の高揚を図っていただくことが重要ではないかと思っております。こうした面で今の防災士の関係のこともできれば人数を増やしていきたいとこのように思っておりますので何かとご協力をいただきたいと思います。以上。

●佐竹議長

藤原議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。
これで本日の議事日程はすべて終了いたしました。
次の会議は明日18日木曜日定刻より開きます。
本日はこれをもって散会といたします。
ご苦勞様でございました。

(散 会 午後 4時 5分)